

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

| | | |
|--------|---|------------|
| 事業年度 | 自 | 2019年4月1日 |
| (第20期) | 至 | 2020年3月31日 |

株式会社ソケッツ

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号

(E22461)

目次

頁

表紙

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第一部 企業情報 | 1 |
| 第1 企業の概況 | 1 |
| 1. 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2. 沿革 | 3 |
| 3. 事業の内容 | 4 |
| 4. 関係会社の状況 | 5 |
| 5. 従業員の状況 | 5 |
| 第2 事業の状況 | 6 |
| 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 | 6 |
| 2. 事業等のリスク | 9 |
| 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 13 |
| 4. 経営上の重要な契約等 | 18 |
| 5. 研究開発活動 | 18 |
| 第3 設備の状況 | 19 |
| 1. 設備投資等の概要 | 19 |
| 2. 主要な設備の状況 | 19 |
| 3. 設備の新設、除却等の計画 | 19 |
| 第4 提出会社の状況 | 20 |
| 1. 株式等の状況 | 20 |
| 2. 自己株式の取得等の状況 | 40 |
| 3. 配当政策 | 40 |
| 4. コーポレート・ガバナンスの状況等 | 41 |
| (1) コーポレート・ガバナンスの概要 | 41 |
| (2) 役員の状況 | 44 |
| (3) 監査の状況 | 46 |
| (4) 役員の報酬 | 47 |
| (5) 株式の保有状況 | 48 |
| 第5 経理の状況 | 49 |
| 1. 財務諸表等 | 50 |
| (1) 財務諸表 | 50 |
| (2) 主な資産及び負債の内容 | 78 |
| (3) その他 | 79 |
| 第6 提出会社の株式事務の概要 | 80 |
| 第7 提出会社の参考情報 | 81 |
| 1. 提出会社の親会社等の情報 | 81 |
| 2. その他の参考情報 | 81 |
| 第二部 提出会社の保証会社等の情報 | 82 |
| [監査報告書] | |

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2020年6月22日 |
| 【事業年度】 | 第20期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社ソケット |
| 【英訳名】 | Sockets Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 浦部 浩司 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号 |
| 【電話番号】 | 03-5785-5518 |
| 【事務連絡者氏名】 | コーポレートマネジメント室 チームリーダー 茂田 輝子 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号 |
| 【電話番号】 | 03-5785-5518 |
| 【事務連絡者氏名】 | コーポレートマネジメント室 チームリーダー 茂田 輝子 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第16期 | 第17期 | 第18期 | 第19期 | 第20期 |
|----------------------------------|------|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 決算年月 | | 2016年3月 | 2017年3月 | 2018年3月 | 2019年3月 | 2020年3月 |
| 売上高 | (千円) | 1,756,857 | 1,709,030 | 1,604,065 | 1,443,218 | 1,227,895 |
| 経常利益又は経常損失(△) | (千円) | △67,748 | 38,152 | 67,832 | 72,852 | 21,474 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | (千円) | △91,380 | 71,522 | 64,367 | 67,535 | 17,202 |
| 持分法を適用した場合の投資損失(△) | (千円) | △763 | △473 | △1,428 | △506 | — |
| 資本金 | (千円) | 496,982 | 497,732 | 501,212 | 505,737 | 505,737 |
| 発行済株式総数 | (株) | 2,458,000 | 2,461,000 | 2,469,000 | 2,477,400 | 2,477,400 |
| 純資産額 | (千円) | 821,478 | 902,129 | 980,439 | 1,044,113 | 1,055,771 |
| 総資産額 | (千円) | 1,400,518 | 1,206,910 | 1,236,605 | 1,245,858 | 1,259,483 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 326.74 | 356.30 | 384.29 | 414.20 | 418.21 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) | (円) | — (—) | — (—) | — (—) | 3.00 (—) | 3.00 (—) |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) | (円) | △37.55 | 29.38 | 26.41 | 27.58 | 7.01 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 | (円) | — | — | 26.11 | 27.50 | 6.99 |
| 自己資本比率 | (%) | 56.8 | 71.9 | 76.0 | 81.5 | 81.4 |
| 自己資本利益率 | (%) | — | 8.6 | 7.1 | 6.9 | 1.7 |
| 株価収益率 | (倍) | — | 42.0 | 51.2 | 37.0 | 117.0 |
| 配当性向 | (%) | — | — | — | 10.9 | 42.8 |
| 営業活動によるキャッシュ・ フロー | (千円) | 152,128 | 260,311 | 165,134 | 65,059 | 126,025 |
| 投資活動によるキャッシュ・ フロー | (千円) | 19,173 | △48,748 | △80,653 | △6,069 | 8,032 |
| 財務活動によるキャッシュ・ フロー | (千円) | △153,076 | △236,679 | △68,870 | 7,556 | △7,779 |
| 現金及び現金同等物の期末残 高 | (千円) | 582,293 | 557,177 | 572,787 | 639,333 | 765,612 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) | (人) | 65 (9) | 61 (9) | 61 (11) | 61 (9) | 61 (7) |
| 株主総利回り (比較指標：TOPIX(配当込 み)) | (%) | 60.5 (89.2) | 123.4 (102.3) | 135.3 (118.5) | 102.3 (112.5) | 82.6 (101.8) |
| 最高株価 | (円) | 990 | 1,544 | 2,450 | 2,077 | 1,650 |
| 最低株価 | (円) | 509 | 528 | 1,076 | 727 | 679 |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第20期の持分法を適用した場合の投資損失は、持分法を適用する重要な関連会社がないため記載しておりません。
3. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額および配当性向については、第18期までは無配のため記載しておりません。
5. 第16期の自己資本利益率、株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。

2 【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|---|
| 2000年6月 | 東京都港区港南において、携帯電話向け通信アプリケーションの開発及びサービスの提供を目的として、株式会社メディアソケットを設立（資本金50百万円） |
| 2000年8月 | 携帯電話向けコミュニケーションサービスの提供を開始 |
| 2001年2月 | 音楽データベース活用サービス開始 |
| 2001年3月 | 本社を東京都千代田区一番町に移転 |
| 2002年12月 | 米国向け携帯電話アプリケーション開発・提供を目的とした、MEDIA SOCKET US, INC. を設立 |
| 2005年3月 | 本社を東京都港区虎ノ門に移転 |
| 2006年1月 | KDDI株式会社の総合音楽サービス「LISMO」向けアプリケーションの開発、サーバーおよびサービスの運営を開始 |
| 2006年9月 | KDDI株式会社と資本業務締結 |
| 2007年4月 | 米国向けサービスの終了により、米国向け携帯電話アプリケーション開発・提供を目的とした、MEDIA SOCKET US, INC. を清算 |
| 2007年8月 | 商号を株式会社ソケットに変更 |
| 2009年4月 | 東京証券取引所マザーズに株式を上場 |
| 2009年6月 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現：株式会社NTTドコモ）へ「コミック検索」の提供を開始 |
| 2009年8月 | 本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目に移転 |
| 2010年10月 | 楽天株式会社へ「メディア商品のクロスセルデータ・サービス」の提供を開始 |
| 2012年9月 | 株式会社T. C. FACTORYを株式取得により連結子会社化 |
| 2013年10月 | カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と資本業務提携 |
| 2015年4月 | 本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目に移転 |
| 2015年5月 | 株式会社NTTドコモと株式会社レコチョクが提供するスマートフォン向け定額制音楽配信サービス「dヒッツ®powered byレコチョク」にレコメンドエンジンの提供を開始 |
| 2015年10月 | 連結子会社である株式会社T. C. FACTORYを吸収合併 |
| 2016年5月 | 楽天株式会社が提供する定額制音楽聴き放題サービス「Rakuten Music」に音楽データベース、レコメンドエンジン、音楽配信システムの提供を開始 |
| 2017年1月 | LINE MUSIC株式会社が提供する音楽サービス「LINE MUSIC」にレコメンドエンジンの提供を開始 |
| 2017年5月 | HJホールディングス株式会社（サービス名「Hulu」）に映像メタデータ提供開始 |
| 2018年4月 | 株式会社ジュピターテレコム「J:COM TV」に放送データの提供開始 |
| 2019年4月 | 資生堂ジャパン株式会社に感性メタデータの提供を開始 |

3【事業の内容】

当社は、音楽・映像・書籍・人物・イベントなどのエンターテインメント関連および美容、食品、飲料、衣料、消費財、旅行などの非エンターテインメント関連のデータベースを開発し、それらを活用したインターネットサービス開発およびシステム提供を行っております。具体的には、「データ提供サービス」「レコメンドサービス」「パーソナライズサービス」「検索サービス」「データアナリティクス（データ分析）サービス」などを通信会社、Eコマース会社、音楽・映像関連のインターネットサービス会社、音楽レーベル会社、商品開発メーカー、流通小売会社、などに提供しております。なお、当社は単一セグメントとなります。

各サービス提供に伴う「ライセンス」「開発」「運用」事業があります。

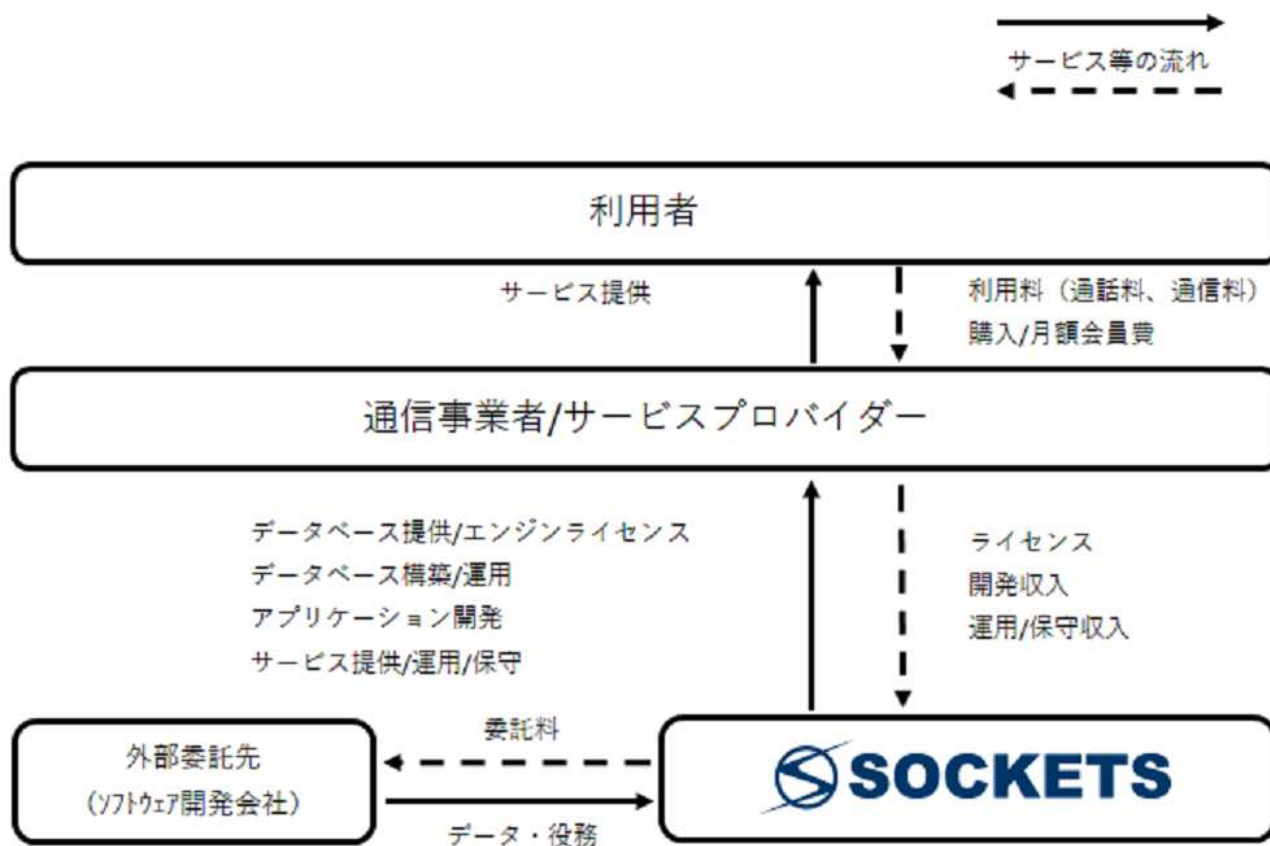
- (1) 「データ提供サービス」とは、当社が体系化したデータベースをサービス事業者へ提供し、サービス事業者はそのデータを活用し、自社サービスを編成・運営することを行います。
- (2) 「レコメンドサービス」とは、当社の独自データベースを活用し、音楽、映像、書籍などのおすすめ作品・情報の提供を行います。このおすすめ情報により、サービス利用者は、自分がまだ知らない作品・情報を探す、知る、購入することなどができます。
- (3) 「パーソナライズサービス」とは、サービス利用者の行動履歴を時間の経過とともに解析し、ひとりひとりの嗜好性に合った作品・情報の提供を行います。これにより、サービス利用者は、「自分の好みや気分にあったおすすめ情報」を知ることができます。たとえば、そのユーザーの嗜好性が、音楽であれば、アコースティックの音色、やわらかな歌声、ゆっくりしたテンポ、ストリングスが効果的に使われていて、かつ楽曲テーマが、はげまし、応援、あきらめない、乗り越える、などの多様なメタ（特徴）データの組み合わせによる最近の好みの傾向を感性的に抽出しておすすめします。映画であれば、人生をしみじみ振り返るテーマ、かつ古いアメリカ製の車が特徴的に使用されている、人生の転機にある男、昔の恋人と一緒に旅をするものの片思いである、などの甘酸っぱく切なく慈悲深い感性因子などに最近の嗜好性があれば、そのような類似作品群を紹介する、などを行います。
- (4) 「検索サービス」とは、音楽・映像・書籍などに特化した検索サービスであり、サービス利用者は一般的な検索サービスと比較し、よりこだわりのある専門的な情報を探す、知る、購入することができます。
- (5) 「データアナリティクス（データ分析）サービス」とは、口コミ情報、行動履歴を収集・解析し、当社独自の感性データと組み合わせた分析を行い、印象評価、印象比較、企画、商品調達、商品開発、販売予測、プロモーション効果測定、メディアプランニング、制作支援などの各種マーケティング支援サービスをデータ・ドリブン（データを元に次の施策を決定すること）にて行います。当社独自の感性メタデータとの組み合わせにより従来手法の分析では見えづらかった「消費者や顧客とコンテンツや商品との感性や感情的な結びつき」が見えるようになります。

いずれにしても、サービス事業者は、サービス利用者や顧客の好みを理解し、あらたな出会いを提供することにより、購買、閲覧、回遊、継続などサービス利用者に対する価値を高めることを主な目的としています。

これらの事業の元となるのが、当社独自開発のデータベースであります。音楽であれば、基本情報のみならず演奏されている楽器の種類、奏法、声質、歌唱方法、ビート、リズムなどの定量情報、歌詞の内容や楽曲テーマ、共感ポイントなどの感性情報、年代、マイクロジャンル、影響を受けた楽曲やアーティストなどの関連情報までを詳細に特徴づける体系的なデータであります。映像であれば、基本情報に加え、たとえばその映画のテーマ、印象、共感ポイント、時代背景、場所、職業、人間関係、ライフステージなどの詳細な情報を体系化しております。これら同様、非エンターテインメント分野の美容、飲料、食品、旅行などにおいても基本情報のみならず、各商品の印象、特徴、共感ポイント、テーマ等を網羅しております。

ビジネスモデルとしては、「ライセンス」事業に関しては、月額従量制（月におけるデータや当社システムの利用量や利用者数に応じて発生）、月額固定制、またはその組み合わせ、があります。「開発」事業に関しては、初期開発、サービス拡張に伴う追加開発があり、「運用」事業に関しては、主に年間契約に基づき、サービス事業者のシステムの一部を運用いたします。

当社のこれらのサービスは、現在、KDDI株式会社および株式会社NTTドコモ、株式会社楽天、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、LINE MUSIC株式会社などに提供しており、サービス利用者に対してはこれらの企業を通じたサービスとして提供されております。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

(注) 当社は、2020年2月17日付で関連会社であった株式会社CSマーケティングの全株式を譲渡致しました。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

当社は、単一セグメントであるため、セグメント区分別の従業員数は記載しておりません。

2020年3月31日現在

| 従業員数 (人) | 平均年齢 (才) | 平均勤続年数 (年) | 平均年間給与 (千円) |
|----------|----------|------------|-------------|
| 61(7) | 40.6 | 5.2 | 7,042 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含む) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、『人間の想像力をつなぐ』ことをミッションとし、音楽・映像・書籍・一般商材などのデータベースを開発し、主にインターネットを通じ「レコメンドサービス」「パーソナライズサービス」「検索サービス」「アナリティクス（データ分析）サービス」「データ提供サービス」などデータベース関連サービスを提供しております。

今後の社会において人工知能（AI）がますます普及されることが予想されますが、効率性、安全性、生産性などを追求し社会を豊かにする一般的なAIとは異なる当社独自の「感性メタデータ」を活用した「人間の複雑な感情や感性を理解するAI」の技術開発および実用サービス開発をより積極的に進め「心を豊かにするAI」を発展させてまいります。また、当社が提供する現在のデータベース関連サービスの継続的な品質向上や新たな付加価値サービスの開発を進めます。さらにエンターテイメントから学んだ様々な人間の感情、シチュエーション、ライフスタイル、人間関係、感性などを活用した独自のマーケティングサービスを展開してまいります。具体的にはエンターテイメント・テクノロジーをマーケティングに応用することで、企業同士が協力しあって顧客同士の感情的な繋がりを補完し合いブランディングをしていく「ブランドパートナーシップ」など人それぞれ、企業、商品それぞれが持つ感情・感性的な特徴・魅力と社会や日々の暮らしを繋いでいくことを感性AIで実現してまいります。その結果として、当社ミッションである人の想像力が繋がることで豊かな心、平和な心への社会貢献を目指します。

- ①『人の想像力をつなぐ』ことに役に立つ価値あるサービスを確かなモノづくりにて実現するために、サービス開発、サービス運用の持続的な品質向上および新しいデータ関連技術の開発を行うべく研究開発とデータ開発を重視します。
- ②常にユーザー視点、顧客価値を大切にし、真に価値のあるオリジナリティの高いサービスの実現へ向けサービス開発と技術開発を続けます。
- ③作品や商品やイベントなど「創る人間」「伝える人間」の持つ創造性、人が人を想う気持ち、それらを「受け取る人間」のそれぞれが持つ感性の可能性を信じます。
- ④より一層の心が豊かな社会の実現に向けた価値ある新しいサービスを生み出す技術力と企画力を育成し続けるために多様な人材の採用・育成、成長への環境づくりに努めます。
- ⑤当社の企業理念や志を共有する従業員、取引先、株主などと共に成長し、貢献します。そのための企業文化を育てます。

これらを継続的かつ長期的かつ日常的に行うことで、その結果として、収益力の向上、持続的な成長を実現させることが、人それぞれの感性や感情を大切にし、より思いやりと多様性がある豊かな心の社会への貢献となり、一層の企業価値の向上に繋がるものと考えております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

5Gなどインターネット回線速度のさらなる高速化、生活上のあらゆる端末がインターネットに繋がるIoT（Internet of Things）、ビッグデータ、AI、ロボットなどの技術革新の進展により従来にないスピードでデータ量は増加し、機械学習や深層学習などの分析技術が進む中で当社を取り巻くデータサービス関連市場は成長を続けるものと期待されています。

そのような環境の中で、データの量のみならず「データの質」および統計的手法だけでは留まらない「多面的な分析」の重要性が増しております。当社は独自開発を行っている「感性メタデータ」およびその利活用技術の開発を推進し、人間の感性や感情を理解する技術・サービスを実現してまいります。

具体的には、音楽・映像・書籍・テレビ・イベントなどのエンターテイメント分野において国内随一のデータベースをより拡充します。そのうえで現在の提供先を国内外の企業により多く増やします。また感性メタデータの開発・提供をエンターテイメント分野のみならず美容、食品、飲料、衣料、消費財、旅行、イベントなど一般商材まで広げ、ライセンス提供先を流通業界、製造業界、小売業界、美容業界、旅行業界、飲食業界、広告業界、不動産業界、金融業界などにも拡大してまいります。またそれら提供データを最大限有効活用し得る「パーソナライズサービス」「アナリティクス（データ分析）サービス」のプラットフォーム化（基盤的存在への普及化）を一層進展させます。

そのうえで、当社独自の「感性AI」の開発・提供を通じ、人間の感情・感性を理解する技術開発をより積極的に推進いたします。あわせて特定分野に用途を絞ることでよりきめ細やかなサービス体験を実現する用途特化型AIの開発を進め、新たな人と機械のコミュニケーションの可能性を追求します。

これらをシームレスにエンターテイメント・テクノロジーと感性マーケティングの連携を実現します。その連携において「ブランドパートナーシップ」「クロスプロモーション」など、顧客との感情や感性における繋がりを起点としたマーケティングサービスを展開します。あわせて感性AIを通じて、人と機械とのインターフェイ

ス（やり取り）において、曖昧さ、文脈、感覚、雰囲気なども解釈し得るより人同士のやり取りに近くなる技術を開発します。関連サービスの提供機器は、スマートフォンやパソコン・タブレットのみならずIoTとして連携し得る自動車や家電、ロボット、ウェアラブルコンピューターなどあらゆるデバイスに広げていきます。そのうえで、長期的には、国内のみならず海外でも一人でも多くの利用者を増やしていくことで、当社ミッションである世界中の『人間の想像力をつなぐ』ことに寄与していきます。

それらの実現のために、当社独自の人の感情や感性を体系的に情報化したオリジナルデータベースの開発およびそのデータを利活用するデータ関連技術開発を進めてまいります。

（3）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、感性データベース関連技術を活用した新しいサービスの開発、品質向上を継続的に行い、より多くの皆様に当社独自の人の想像力が繋がるサービスを提供し、顧客満足度の向上を図ることが当社の企業価値の向上に繋がると認識しております。そのための経営指標として「成長性」と「収益性」を重要な経営上の指標としております。

当社の中期的な経営指標として、社会により深く役に立ち、かつ独自性が高い事業の指標として「売上総利益率60%以上」を目標としています。それらを達成するにあたり、当社データ関連サービス技術の事業モデルにおいて一時的な受託開発・運用モデルではなくユーザー数の拡大が直接的な収益拡大に繋がる事業モデル、月々の継続的な収入となるサブスクリプション（定額制）事業モデル、当社が独自に開発した感性データベースを最大限活用した自社プロパティ（資産）活用事業モデルなどのライセンス型ビジネスモデルへの転換を進めております。

中期的な経営指標としてこの「ライセンス型ビジネスモデルの売上構成比を全社売上のうち80%以上」占めることを指標としております。

またあわせて、「データベース関連事業の売上成長率」「新規ライセンス数」「売上に占める研究開発費やデータ開発などの先行投資額比率」の管理に取り組んでまいります。

（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

インターネット関連、データ関連、AI関連分野の技術革新、ユーザー嗜好の変化、新規参入など変化の激しく起こりうる事業環境の中で、当社が長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために、当社が対処すべき課題は次のとおりであります。

①優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社の技術開発力や企画力およびサービス運営力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ事業規模を拡大させていくための人材を獲得する必要があります。

人的基盤を強化するために、全役職員を対象としたクレド（行動規範）など企業文化の熟成、専任者を設けるなど採用体制の強化、新入社員・中堅社員・管理職向けなど段階に応じた教育・育成、研修制度、人事評価制度の充実などの各種施策を進める方針であります。

②開発・品質管理体制の強化

当社が開発を手掛けるアプリケーション、データベースおよびサービスは、技術革新の中で、開発内容が複雑化する可能性があります。また、ライセンス事業モデルの中でも顧客においては、開発スピードのさらなる向上やコストの軽減、高付加価値化を求めてくることが想定されるため、これらへの対応力強化が必要となります。

このため当社では、企画営業部門と開発部門における連携面での見直し、開発・運用ルールの一貫化、自社開発ツールの構築など全社的な技術資産の共有を行うことで、開発・品質管理体制の一層の強化を図ってまいります。

③収入モデルの多様化

現在の当社の主な収入モデルは、ライセンス収入モデル、開発収入モデル、運用収入モデルなどです。多様なインターネットサービスとのより一層の連携などにより、従来のビジネスモデルは、変化の時期を迎えております。従来の主に通信会社との取引による比較的規模の大きい開発収入や運用収入は従来より流動的かつ不確実になってきていることから、当該事業年度の経営成績に与える影響が大きくなってまいります。

当社では開発売上主体の収入モデルからライセンス収入モデル主体へのシフトに加え、低い金額でライセンス提供可能なライト版ライセンス、初めは無料で提供するフリー版ライセンスなど収入モデルの多様化に一層取り組んでいきます。

④内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社では継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体および職務権限の見直しや社外役員の積極的な導入など、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

⑤インターネット関連技術・サービスなど企業との連携

今後、国内外のインターネット技術やサービスは、ますます連携や融合されていくことと予想され、当社はこの流れへの対応力の強化が必要となります。

このため、当社ではデータベース、アプリケーションそしてストリーミング開発を通じ、通信事業者、デバイスメーカーやインターネット関連企業およびサービス提供企業との連携や権利元との調整などアグリゲーション力を強化していく方針であります。

(5) その他、会社の経営上重要な事項

大株主との取引など

当社は、KDD I 株式会社より出資を受けており、当事業年度末において同社は当社の議決権の9.8%を保有する大株主となっております。当社は同社へ音楽・映像・書籍のインターネットサービスにおけるデータベースの提供、アプリケーションの開発、サービス運営などを行っており、当事業年度における主要な取引先となっております。なお、同社との取引条件につきましては、同社以外の取引先と同様に、価格交渉などの手続きを行った上その都度決定しております。また、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCCグループ」といいます）より出資を受け、当事業年度末において同社はKDD I 株式会社と同数の当社株式を保有しております。当社は、今後のマーケティング分野への展開を目指しCCCグループと当社のデータベースを連携させるため、共通基盤データベースの開発およびその利活用に引き続き取り組んでおります。なお、CCCグループとの取引条件につきましても同社以外の取引先と同様に、価格交渉などの手続きを行った上その都度決定しております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

①新型コロナウイルスによる影響について

当事業年度末より顕在化した新型コロナウイルス感染拡大が今後に及ぼす社会的、経済的な影響は現時点では未知数であります。当社の属するインターネット関連業界は、即時的かつ直接的に影響を受けづらい業界ではありますが、国内外の今後の感染拡大の状況によっては、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。具体的には当社主力事業であるインターネットを通じた音楽・映像配信サービスへのデータ関連サービスの提供事業（「エンターテインメント・テクノロジー事業」）における影響は限定的で、かつ場合によっては伸長することもあります。一方で、新規事業として推進している美容、ファッション、旅行、飲料メーカー、食品メーカー、メディア事業に対して推進している「感性マーケティング事業」においては、感染拡大により短期的かつ直接的に影響を受ける可能性があります。

このような環境のなか、当社は、積極的なリモートワークを推進するなかで、研究開発、データ開発、サービスエンジン開発およびライセンスサービス等の新規開発は感染拡大状況の如何に関わらず、計画通り継続しております。したがって、開発費用や先行投資は計画内にて掛けている中で、営業活動の遅延、経済環境の著しい悪化などにおいて、一時的に収支バランスが悪化する可能性があります。

そのため、独自感性技術を活用したエンターテインメント・テクノロジー事業の拡大、インターネット上だけで完結しえるマーケティングサービスの商品開発、Eコマース向けライセンスサービスの拡充などを加速させ、事業モデル、営業モデルのアフターコロナ時代に合わせた展開をより早期に行なうことにより、結果的に顕在化しうるリスクの低減を図ってまいります。

②インターネットに関する技術およびサービスの変化

当社は、インターネット関連テクノロジーに基づいて事業を展開しております。インターネット関連テクノロジー業界では、新技術や新サービスが相次いで開発されており、技術および顧客ニーズなどの変化の速度が速いという特徴があります。

このため、当社は独自でかつ付加価値の高いサービスの実現に向け積極的な研究開発に注力しております。人の感情や感性を捕捉しうる「感性テクノロジー」関連技術開発を推進し、当社ならではの新たな技術やサービスの開発を進めております。しかし、研究開発の遅れ、顧客ニーズの見誤りや優秀な人材の確保の遅れ等により市場の変化に合った技術革新のスピードに適切に対応できない場合には当社の技術およびサービスが陳腐化し競争力が低下することが考えられ、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③競合について

当社に関連した分野のデータアナリティクス（データ分析）AI分野におきましては、今後も引き続き新規参入企業が増加することが予想されます。

当社では、独自に開発した感性メタデータを中心とした独自データベースを最大限に利活用するビジネスモデルの構築をより強化し、他企業との差別化を図っております。また同時に、10年以上に及ぶ感性メタデータの開発・運用実績を踏まえた独自の分析技術や利活用技術開発を積極的に進め、「人の感性・感情を科学する」付加価値の高いサービスの質を実現し続けるとともに、新規サービスの提供や既存サービスに対する新機能の実装を効率的に実現しております。しかしながら、競合となりうる会社が当社を上回る開発スピードやサービスの質を実現した場合、当社における事業展開および経営成績に影響を与える可能性があります。

④特定の取引先への依存について

当社の当事業年度における全社売上高に占めるKDD I株式会社の割合は、下表の通りの水準にあります。同社に対してはサービス開発・運営、アプリケーション開発、データベースの運用・保守等の売上を計上しております。当社は同社にデータベース、アプリケーション、システム開発・運用サービスを提供し、同社を通じてユーザーに提供しているなかで同社の事業方針や意向が当社に与える影響があります。また従来行ってきた同社とのシステム開発・運用に関しては、当期に引き続き次期においても縮小がなされる方向であります。

一方では、将来の戦略的な展開を共有し、新規データライセンス事業の拡大を含めた新たな関係性の構築への取り組みを進めております。ただし、何らかの要因による取引関係の悪化となった場合、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

| 相手先 | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|------------|--|-----------------|--|-----------------|
| | 売上高 (千円) | 全社売上高に占める割合 (%) | 売上高 (千円) | 全社売上高に占める割合 (%) |
| KDD I 株式会社 | 451,539 | 31.3 | 260,079 | 21.2 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 事業内容について

①外注先の確保について

当社では、システム開発および運用業務を一部外部に委託しております。

開発スピードの向上や開発コストの削減、またユーザーの嗜好性に合致したサービスを継続的に提供するためには、内製化の強化を行いつつも、今後も優秀な外部委託先を確保する必要があります。その確保のため、当社では既存の外注先のみならず、新規外注候補先の選定を継続的に行っておりますが、今後優秀な外部委託先が安定的に確保できない場合、当社の開発・制作スケジュールに支障をきたし、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②プログラム等のバグ（不良箇所）について

当社のアプリケーション、システムおよびデータベースの開発に関しては、社内の検証専門チームに加えて、外部の検証専門企業も活用することにより、納品する際のテスト・検証について専用の体制を構築し、開発・品質管理体制の強化を図っております。

しかしながら、完全にプログラム等のバグを排除することは難しく、プログラム等に重大なバグが生じた場合、当該プログラム等を使用したソフトウェア等によるサービスの中断・停止等が生じる可能性があります。この場合、当社の信用力低下や取引先あるいはユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ソフトウェア資産について

当社では、アプリケーション、データベースおよびエンジンを開発し、それらを活用したデータベースサービスを推進しております。それらの開発に係るコストについては、資産性のあるものについては自社サービス用ソフトウェアとして無形固定資産に計上し、費用化するべきものは各事業年度において運用原価もしくは研究開発費をはじめとした販売管理費として費用化しております。

自社サービス用ソフトウェアの開発および研究開発については、プロジェクト推進体制を整備し、慎重な計画の立案・遂行に努めております。しかしながら、当該開発および研究開発が市場のニーズと合わないことにより利用価値が低下する場合や、重大なバグ等の発生によりソフトウェアとして機能しなくなる場合には、これらを除却処理する可能性があります。その場合、一時に多額の費用が発生するため、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

④システム障害・通信トラブルについて

当社では、主にサーバーを利用し、機能やサービス提供をしております。サーバー運用に際しては、クラウドサービスの活用を中心とし、安全性を重視したネットワークおよびセキュリティシステムを確保および構築し、24時間のシステム監視をはじめ、セキュリティ対策も積極的に行っております。

しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウイルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷等あらゆる原因によりサーバーおよびシステムが正常に稼働できなくなった場合、当社のサービスが停止する可能性があります。この場合において、当社のサービス提供先との契約に基づき損害賠償の請求を受けることがあった場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制について

①人材の確保や育成について

当社において優秀な社内の人材の確保、育成および定着は最重要課題であり、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、社内リーダー層への幹部教育、新入社員および中途入社社員の育成、定着に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、また、必要な人材を確保できない可能性があります。また、必ずしも採用し育成した役職員が、当社の事業に寄与し続けるとは限りません。このような場合には、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②特定の役員への依存について

当社創業者である代表取締役社長浦部浩司は、当社の最高の経営責任者であり、事業の立案や実行等会社運営において、多大な影響を与えてまいりました。

現在当社では、事業規模の拡大にともなった権限の委譲や業務分掌に取り組み、同氏への依存度は低下しつつありますが、今後不慮の事故等何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制等について

①法的規制について

現時点で、今後の当社事業そのものに対する法的規制はないと認識しておりますが、インターネットを活用したサービスに関しては、不正アクセス対策、電子商取引におけるトラブル対策、知的財産権の保護、個人情報の保護など今後新たな法令等の整備が行われる可能性があります。

例えば、2017年5月の「改正個人情報保護法」の全面施行などに見られるように、個人情報を生活者にとってより有効的に利用することに取り組んでいく方向はこれからの社会にとっても当社の事業機会にとっても価値がある一方で、プライバシー保護、セキュリティ保護などに関しては一層の留意が必要であります。

同法を始めとする今後の法令等の制定、改正あるいは社会情勢の変化によって既存の法令等の解釈に変更がなされ、当社の事業分野において新たな法的規制が発生した場合、当社の事業展開に制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じる可能性があります。

②個人情報の取り扱いについて

当社が開発・提供する各種サービスの利用者は、主にスマートフォン等のデバイスを利用した個人であり、当社が運営を行うサービスにおけるユーザーサポート等において、氏名・電話番号等の当社グループサービスの利用者を識別できる個人情報を取得する場合があります。また、通常取引の中で、業務提携先や業務委託先等取引先についての情報を得ております。

当社は、個人情報の管理強化のため、個人情報保護マネジメントシステムマニュアルの制定、役職員への周知徹底を図るとともに、これらの個人情報は、契約先である外部の大手データセンターへ格納し、高度なセキュリティ体制のもとで管理しております。

なお、2010年6月より現在に至るまで継続的に財団法人日本情報処理開発協会より個人情報の適切な取り扱いを実施している事業者であることを認定する「プライバシーマーク(R)」使用許諾事業者の認定を受けております。

今後につきましても、社内体制整備とともに、外部のデータセンターと継続的にセキュリティ対策強化を行い、いかなる個人情報も流出しないよう細心の注意を払ってまいります。しかしながら、当社の管理体制の問題、または当社外からの不正侵入および業務提携や業務委託先等の故意または過失等により、これらのデータが外部へ漏洩した場合、当社の信用力低下やユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③知的財産権について

当社は、知的財産権の保護については、会社のコンプライアンスおよび社会的責任において重要な課題であると認識しております。

開発、コンテンツの提供、日常業務でのソフトウェアの使用等の中で、当社の従業員による第三者の知的財産権の侵害が故意または過失により起きた場合、当社は損害賠償の提起等を受ける可能性があります。

(5) その他

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

ストック・オプション制度は、会社の利益と、役職員個々の利益とを一体化し、ビジョンの共有や目標の達成等、職務における動機付けをより向上させること、また監査役においては適正かつ厳格な監査による企業価値向上の意欲を高めることを目的として導入したものであり、今後も資本政策において慎重に検討しながらも、基本的には継続的に実行していく考えであります。

新株予約権には一定の権利行使条件がついており、原則として当社株式上場日より1年間経過した日から、または上場後に付与したものについては、2年を経過した日から段階的な行使を基本としておりますが、これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後も将来に渡り継続的な企業価値向上を行うことを前提に多様なストック・オプションの付与を行う可能性がありますので、この場合には更に1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は78,200株であり、同日現在の発行済株式総数2,477,400株の3.2%に相当しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、一定の内外需を背景とした継続的かつ底堅い基調でありましたが、事業年度始めから存在していた米中、米朝、中東含む国際情勢に端を発する海外発の景気下振れリスク、これらに加え、当事業年度第4四半期より発生した新型コロナウイルスの感染拡大により先行きが不透明な状況にもあります。

このような経済環境の中、次世代高速通信網5Gの導入、社会へ普及が進むAIなど人と機械のコミュニケーション手段の進展、また世界的なリモートワークの広がりに代表される生活様式とインターネット活用との関係性の変化、多様化などがより一層進むことは予想されます。その過程で様々な行動履歴（ログ）、環境情報や生体情報などあらゆるセンシング情報を含む大量の情報やコンテンツなどが従来とは比較にならない規模でインターネット上に保管、流通される状況がさらに進みます。一方で欧州の個人情報保護規則（GDPR）に代表される個人情報の扱い方について慎重な検討や対策が進められる状況が日本においても起こりつつあります。それらの未来に向けた次世代のネットワーク、テクノロジー、データの有効な利活用において、新たな産業構造が生まれる可能性があります。

その中で、あらゆるエンターテインメント分野やマーケティング分野、音楽・映像・書籍・テレビ・イベントなどエンターテインメント全般および広告サービスを体験する機会においても、次世代のネットワーク、テクノロジー、データの利活用は今後、確実にかつ急速に進みます。日々の生活の中でより多くのコンテンツや情報が流通することのみならず、いかに個人に最適化され、また一方で多様化が必要とされる、という一見相反する社会ニーズへの価値提案が大きな事業機会となります。

またインターネットにつながるデバイスが、家電、テレビ、自動車など生活に密着した機器にまで広がるIoTと大量データを自律的に学習するAIの普及、データ解析や予測技術の進展、これらを通じて新たな価値を生み出すデータベース関連サービスの事業機会の増加が予想されます。また人と機械、人とテクノロジーとのコミュニケーションにおいて、人と機械がより自然に会話をするなかで、情報のみならず感情など目に見えない情報までもやりとりする人と機械が気持ちを通わず新しい対話型インターネットサービスの進展も予想されます。

当社はこれらの事業機会を実現しうる技術として「文脈（コンテキスト）を解釈する技術」「人間の感性や感情を科学する技術」の開発に注力しております。またこの技術開発に重要な役割を果たす当社独自の「感性メタデータ」を創業以来、開発を続けております。

当社の強みは、創業来10年以上、音楽、映像を中心としたエンターテインメント分野を通じて人間が持つ感情や感性を体系的、網羅的、詳細にデータベース化を行い、国内最大級の感性データベースであるMSDBとして自社開発、運用しているところにあります。またさらにそれら「感性メタデータ」を活用した感性AI、感情分析などの「感性テクノロジー」を開発し、人間の感性と感情に寄り添う独自のサービス開発技術にあります。

これら感性および感情を科学する技術を発展させ、エンターテインメント産業の発展に貢献するのはもちろんのこと、人の感性を理解するテクノロジーを通じて美容、食品、飲料、衣料、消費財、旅行、イベントなどにデータ開発の領域を広げております。そのうえで、エンターテインメントから始まりあらゆる分野の感性データを連携する「広告マッチングサービス」「ブランドパートナーシップ」「クロスプロモーション」など独自の感性マーケティングサービスを提供してまいります。

当社は、「データベース・サービスカンパニー」として、『人の想像力をつなぐ』ことをミッションに、コンテンツに紐づく情報をデータベース化したオリジナルのメディアサービスデータベースを開発し、主に通信会社およびインターネットサービス会社を対象に、データ提供、検索機能提供、レコメンド・パーソナライズ機能提供、データ分析などの多様なデータベース関連サービスの開発および提供を行っております。

これらのサービスについては、ユーザーベースをもつパートナー企業への技術ライセンス提供として、KDDI株式会社、株式会社レコチョクを通じた株式会社NTTドコモ、ヤフー株式会社、楽天株式会社、LINE MUSIC株式会社などのサービスにて利用されております。

一方で従来の大手通信会社向けの受託型の開発・運用事業においては、さらなる縮小が続いております。

また当社独自の「感性AI」を活用した「人間の感性、感情を理解するテクノロジー」による特定分野に特化した「専門AI」に関する特定パートナー企業との実証実験（POC=Proof of Concept）の取り組みが進捗しております。また感性マーケティング事業に向けて美容分野等、エンターテインメント分野以外への感性メタデータ提供も進捗しております。

将来の企業成長のために進めている開発・運用売上からライセンス収入主体への事業モデルの進化に向けたデータ・テクノロジーライセンス事業に一段と主力事業がシフトする一方で、研究開発やデータ開発を売上の25%を目処に積極的な投資を実行しております。それらの結果として売上高は前事業年度比85.1%の1,227,895千円となりました。

売上原価は、利益率の高いデータライセンス事業の進展や既存事業の開発・運用の効率化により、前事業年度比83.5%の670,935千円となりました。売上総利益は、前事業年度比87.0%の556,959千円、販売費及び一般管理費は、外部委託コストの削減（インハウス化）などにより、前事業年度比94.5%の535,747千円となりました。

これらの事業活動の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,227,895千円（前事業年度比85.1%）、営業利益21,212千円（前事業年度比29.0%）、経常利益21,474千円（前事業年度比29.5%）、当期純利益17,202千円（前事業年度比25.5%）となりました。

当事業年度末における総資産は、1,259,483千円（前事業年度末比13,624千円増）となりました。流動資産につきましては1,050,728千円（同67,393千円増）となりました。増減の主な要因としましては、現金及び預金の増加（同126,278千円増）、回収による売掛金の減少（同55,810千円減）があったことによります。固定資産につきましては、関係会社株式の売却（同49,000千円減）により、208,755千円（同53,768千円減）となりました。

負債は、203,711千円（同1,966千円増）となりました。増減の主な要因としましては、買掛金の減少（同11,282千円減）、未払費用の減少（同8,956千円減）、未払金の増加（同8,649千円）、退職給付引当金の増加（同8,784千円）などがあったことによります。

以上の結果、純資産は、1,055,771千円（同11,658千円増）となり、自己資本比率は、前事業年度末の81.5%から81.4%となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます）は前事業年度末に比べ、126,278千円増加し、765,612千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、126,025千円（前事業年度末比60,965千円増）となりました。主な収入要因としては、税引前当期純利益20,456千円の計上、減価償却費41,438千円の計上、売上債権の減少55,810千円、未払金の増加8,826千円、退職給付引当金の増加8,784千円などがありました。一方で主な支出要因としては、仕入債務の減少11,282千円などであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は、8,032千円（前事業年度末比14,102千円増）となりました。主な収入要因としては、関係会社株式の売却による収入47,473千円であります。主な支出要因としては、無形固定資産の取得38,836千円などであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、7,779千円（前事業年度末比15,336千円減）となりました。主な支出要因としては、配当金の支払額7,297千円であります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績において、当社は単一セグメントとしているため、サービスライン別に示すと次のとおりであります。

| 名称 | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|-----------|--|-----------|--|-----------|
| | 金額 (千円) | 前年同期比 (%) | 金額 (千円) | 前年同期比 (%) |
| メディアビジネス | 1,436,889 | 90.7 | 1,223,893 | 85.2 |
| コンテンツビジネス | 6,328 | 31.4 | 4,001 | 63.2 |
| 合計 | 1,443,218 | 90.0 | 1,227,895 | 85.1 |

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績および当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、KDD I 株式会社に対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

| 相手先 | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|------------|--|--------|--|--------|
| | 金額 (千円) | 割合 (%) | 金額 (千円) | 割合 (%) |
| KDD I 株式会社 | 451,539 | 31.3 | 260,079 | 21.2 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績などを勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5経理の状況（1）財務諸表〔注記事項〕（重要な会計方針）」に記載しております。

②経営者の視点による経営成績等の状況及び、資本の財源、資金の流動性についての分析

当事業年度においては、開発収入や運用収入による売上依存度を下げ、独自技術資産を活用したデータライセンス提供に関連する事業を主体に事業構造の変革を引き続き進めております。結果、データライセンス事業売上が売上の5割を超える水準まで伸長しております。この事業構造の変化により売上は14.9%減少、一方前事業年度より引き続きのデータライセンス事業が伸長したことにより、売上総利益率が前年度44.3%から45.4%まで上昇するなど収益構造が継続的に向上しております。

また、当社の主な資金需要は運転資金および研究開発費用であります。

運転資金は人件費支払いに充てるためのものであり、原則として営業活動による収入で賄うこととしております。

研究開発費用は人工知能関連の技術開発、社内で使用するソフトウェアや、ソフトウェア開発に使用するサーバー等が主なものであり、基本的には営業活動による収入を主たる財源としておりますが、資金繰りや金融情勢を勘案し、良好な関係にある金融機関から借入による資金調達も必要に応じ、検討可能な状況であります。

(3) 経営戦略の現状と見通し

インターネット関連業界は、通信速度の高速化、通信料の定額化、プラットフォームのオープン化、スマートフォンの普及が進んでおり、スマートフォンやPC、タブレットのみならず家電や自動車、ロボット、産業機械などあらゆる端末機器がインターネットに接続されるIOTの進展は今後ますます急速に進んでいきます。

また、クラウドコンピューティングの発展および大量の行動データの超高速処理環境の発展も進んでいきます。

当社は、エンターテインメント分野で培った人の感性や感情を理解するデータ関連技術を更に深掘りすること、およびその関連技術を非エンターテインメント分野に広げることにより、①エンターテインメント分野の発展への貢献、②非エンターテインメント分野での感性・感情に基づくマーケティングという2つの成長機会をもたらします。AI技術、データ分析技術などは普及が進む状況ですが、その中で当社は「人間の感性や感情を理解するテクノロジー」に特化しており、当社が独自開発を行う感性AIにて実現する人間の感性や感情を科学する関連市場の開拓余地が大きくあります。

当社はまずエンターテインメント関連のデータサービスにおいて事実上の標準ともいえる普及を目指します。

エンターテインメント関連市場においては、

- ①ネットワーク経由で音楽や映像を聴取・視聴する機会が、作品やライブ共に増大が見込まれます。
- ②インターネットを活用したエンターテインメントサービスの発展に伴いエンターテインメントに特化したデータ分析および分析によるさらなる聴取・視聴機会拡大へのニーズの高まりが見込まれます。
- ③IOT、AI技術の進展によりスマートフォンやタブレット、パソコンのみならず自動車や家電など、よりエンターテインメントサービスを体験する環境が広がることが見込まれます。

そのような環境のもと、当社は

- ①当社独自の「感性メタデータ」を活用した新たなレコメンド体験、パーソナライズ体験を実現するエンジンの開発・改善によりライセンス先サービスの発展に寄与し、音楽・映像分野を中心にエンターテインメント産業に貢献します。
- ②音楽分野における分析サービスを広げ、日本におけるエンターテインメント分野のデータアナリティクス（データ分析）分野を開拓します。
- ③エンターテインメント分野に特化したAI技術を活用した新たな人とコンテンツの接触機会、聴取・視聴機会を生むサービス機能をスマートフォンやタブレット、パソコンのみならず自動車や家電を通じて様々な企業と連携し提供します。

非エンターテインメント関連市場においては

- ①効率や生産性が求められる時代背景の中で、各企業・商品・サービス・ブランドが、「消費者との感情的な結びつき」を差別化または独自性の要素として活用することの増加が見込まれます。
- ②各社導入が進んだDMP（Data Management Platform）などの生産性、効果の可視化がより積極的に行なわれ、そのための分析精度の定量的・定性的な評価が進むことが見込まれます。この定性的な評価において当社の「感性や感情を科学する技術」が活用できます。
- ③クッキーレスなど、個人情報の保護の機運の高まりの中で、行動履歴だけに頼らない分析・情報および商品マッチングの精度向上へのニーズが高まるが見込まれます。

そのような環境のもと、当社は

- ①エンターテインメント分野で培った感性メタデータの開発・利活用など「人の感性・感情を理解する技術」を美容、食品、飲料、衣料、消費財、旅行、イベントなどの分野において応用し、世の中のあらゆる商品・サービス・体験を「感性メタデータ」化します。
- ②エンターテインメント分野で培った感性や感情の可視化、体系化を実現する自然言語処理、データ開発技術をより進展させ、文脈（コンテキスト）を解釈する「独自のマーケティングサービス」を開発します。
- ③潜在的に共通する感性・感情的な結びつきによる消費者と関係構築を望む企業同士が連帯して、消費者に働きかける「クロスプロモーション」「ブランドパートナーシップ」の実現に向けたデータおよび技術開発を進め、複数企業・ブランドとの実証実験を行ないます。

また当社の中期的な指針であるエンターテインメント・テクノロジーを活用した感性マーケティングの実現に向けたエンターテインメント関連市場と非エンターテインメント関連市場を結びつける事業・サービスである異なる分野の企業同士が「顧客との感情的な結びつき」を協力して強めていく「ブランドパートナーシップ」「クロスプロモーション」「Co-Creative（共同制作）」など新しいマーケティングサービスの開拓、プラットフォーム化を目指します。

あわせてより効率的、効果的なビジネスモデルに向けた当社テーマである「独自テクノロジーのオープン化」に向けて一部無料などのより柔軟な価格体系を伴ったビジネスモデルを創出します。

今後、感性A Iという当社独自技術発展に向け、感性・感情理解にさらに特化する目的を持った機械学習や深層学習、自然言語処理など分析応用技術の開発・活用を進め、レコメンデーション、パーソナライズサービスの進化、分析サービスや予測サービスや開発支援、制作支援、販売促進支援などの当社独自データベースならではの付加価値型データベースマーケティング事業を広げていきます。

これらすべての当社独自データベース関連サービスにおいて重要な要素として創業以来の当社の注力領域である人間の持つ「感情」や「感性」のデータベース化およびその利活用にあります。当社は「人の感情や感性を理解する技術」の開発をより一層進めてまいります。そのための土台となるのが、当社独自感性データベースおよび感性A Iの技術となります。それらを利活用し

- ①エンターテインメントとテクノロジーの連携・融合の可能性を技術開発、事業開発の面で最大限に追求します。
- ②エンターテインメント分析を通じて培った人間の感情・感性を理解する技術を用途特化型「専門A I」開発に活かし、社会に存在するあらゆる汎用的なA Iと連携してまいります。
- ③「専門A I」を通じて培った技術をコミュニケーション型生活提案サービスなど次世代マーケティングサービスに活用し「感性マーケティングサービス」を実現します。

そのうえで、中長期的には自社にてユーザーベースを持ち得る当社独自のデータベース活用サービスを展開し、国内外で一人でも多くの利用者を増やしていくことで、当社ミッションである世界中の『人の想像力をつなぐ』ことに寄与していきます。

（４）経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境および入手可能な情報に基づき最善の経営戦略を立案し、実行するように努力しておりますが、当社の属するインターネット業界は開発スピードが速く、その内容も複雑化してきております。また、提供するサービスについても、ユーザーの嗜好や流行の変化を捉え、柔軟な事業展開が必要となり、競合他社との競争が激化する事も予想されます。

そのような事業環境の中で、当社はデータベースを基盤とした事業モデルにより集中し収益体質を強化し、自社プロパティであるデータベースや技術のライセンス収入モデルを確立いたします。

またエンターテインメント分野と非エンターテインメント分野を「感性」や「感情」を軸に繋いでいくことにより、通信事業者と事業の再構築の強化、データベースおよび関連技術サービスのライセンス先拡大、拡大のための実証実験サービス、プロトタイプ開発など次期主力事業を目的とした種まきの実施、当社プロパティのプロダクト化およびオープン化などの「事業面の強化」、感性AI関連技術および感性メタデータの集中開発、またそれら独自技術のサービス体験（UX）を実現するシステムアップなど「開発面の強化」、今後より企画、営業力を強化していくための非開発メンバーの採用、リーダー層の育成、企業文化のさらなる熟成、浸透などの「人材およびマネジメント面の強化」を行ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

| 契約会社名 | 相手方の名称 | 契約の名称 | 契約内容 | 契約期間 |
|------------------|------------------------------|--------------------------|--|----------------------------|
| 株式会社メディアソケット（注）1 | KDDI株式会社 | 取引基本契約書 | KDDI株式会社との取引に関する基本契約 | 2006年5月19日から1年間（以降1年毎自動更新） |
| 株式会社ソケット | カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社他2社（注）2 | データベースの構築・利用等に関する業務提携契約書 | カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社他2社との業務提携に関する契約（注）2 | 契約締結日 2013年9月30日 |

（注）1．当社は2007年8月1日付で、株式会社ソケットに商号変更をしております。

2．他2社とは、株式会社T-MEDIAホールディングス（2016年4月1日付で株式会社TSUTAYA（現：株式会社蔦谷書店）に吸収合併）、株式会社CSマーケティングになります。本契約は4社間での業務提携になります。

5 【研究開発活動】

当社は、競争力の源泉であるMSDBの利用範囲を拡大し、収益モデルの多様化を実現していくためのデータベース強化と関連技術の研究、新しいサービスに向けた調査研究などに取り組んでおります。

以上から、当事業年度における研究開発の総額は、90,640千円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は39,787千円であり、その主なものは、自社使用ソフトウェアおよびアプリケーションへの投資であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却などはありません。

なお、当社の事業は単一セグメントであるためセグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2020年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | | 従業員数 (人) |
|----------------|--------|------------|-----------------------|----------------|-----------------------|------------|-------------|
| | | 建物 (千円) | 工具、器具 及び備品 (千円) | ソフトウェア (千円) | ソフトウェア 仮勘定 (千円) | 合計 (千円) | |
| 本社 (東京都渋谷区) | 全社業務施設 | 10,943 | 4,551 | 35,208 | 26,145 | 76,849 | 61 (7) |

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を()内に外書で記載しております。

3 本社の建物は賃借中のものであり、設備の内容は以下のとおりであります。

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 年間賃料 (千円) |
|----------------|-------|--------------|
| 本社 (東京都渋谷区) | 本社事務所 | 65,291 |

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 7,420,000 |
| 計 | 7,420,000 |

②【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日) | 提出日現在発行数(株) (2020年6月22日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 2,477,400 | 2,477,400 | 東京証券取引所 (マザーズ) | 単元株式数 100株 |
| 計 | 2,477,400 | 2,477,400 | — | — |

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第7回新株予約権（2010年6月22日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 (2020年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2020年5月31日) |
|--|-----------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 20 | — |
| 新株予約権の数（個） | 3 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 300 (注1、2、4) | — |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 2,110（注3） | — |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2012年7月1日 至 2020年5月13日 | — |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 2,110 資本組入額 1,055 | — |
| 新株予約権の行使の条件 | （注5） | — |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注6） | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注7） | — |

(注) 1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。

| | |
|--------------------|------|
| ①割当日から2年間経過以降（3年目） | 20% |
| ②割当日から3年間経過以降（4年目） | 40% |
| ③割当日から4年間経過以降（5年目） | 60% |
| ④割当日から5年間経過以降（6年目） | 80% |
| ⑤割当日から6年間経過以降（7年目） | 100% |
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由および取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第8回新株予約権（2011年6月22日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 (2020年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2020年5月31日) |
|--|-----------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 29 | 同左 |
| 新株予約権の数（個） | 10 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 1,000 (注1、2、4) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,785（注3） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2013年7月1日 至 2021年4月26日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,785 資本組入額 893 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注5) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注6) | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注7) | 同左 |

(注) 1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。

| | |
|--------------------|------|
| ①割当日から2年間経過以降（3年目） | 20% |
| ②割当日から3年間経過以降（4年目） | 40% |
| ③割当日から4年間経過以降（5年目） | 60% |
| ④割当日から5年間経過以降（6年目） | 80% |
| ⑤割当日から6年間経過以降（7年目） | 100% |
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第9回新株予約権（2012年6月22日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 (2020年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2020年5月31日) |
|--|-----------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 12 | 同左 |
| 新株予約権の数（個） | 4 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 400 (注1、2、4) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 911（注3） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2014年7月1日 至 2022年4月25日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 911 資本組入額 456 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注5） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注6） | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注7） | 同左 |

（注）1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- （1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- （2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- （3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。

| | |
|--------------------|------|
| ①割当日から2年間経過以降（3年目） | 20% |
| ②割当日から3年間経過以降（4年目） | 40% |
| ③割当日から4年間経過以降（5年目） | 60% |
| ④割当日から5年間経過以降（6年目） | 80% |
| ⑤割当日から6年間経過以降（7年目） | 100% |
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合があります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第10回新株予約権（2012年11月6日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 (2020年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2020年5月31日) |
|--|----------------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 2 当社監査役 1 当社子会社取締役 3 | 同左 |
| 新株予約権の数（個） | 450 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 45,000 (注1、2、4) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,030（注3） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2014年12月1日 至 2022年9月5日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,030 資本組入額 515 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注5） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注6） | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注7） | 同左 |

（注）1．株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- （1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- （2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。

- （3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。
 - ①割当日から2年間経過以降（3年目） 20%
 - ②割当日から3年間経過以降（4年目） 40%
 - ③割当日から4年間経過以降（5年目） 60%
 - ④割当日から5年間経過以降（6年目） 80%
 - ⑤割当日から6年間経過以降（7年目） 100%
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第11回新株予約権（2013年6月21日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 (2020年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2020年5月31日) |
|--|-----------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 9 当社子会社従業員 7 | 同左 |
| 新株予約権の数（個） | 5 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 500 (注1、2、4) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,157（注3） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2015年7月1日 至 2023年5月14日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,157 資本組入額 579 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注5） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注6） | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注7） | 同左 |

（注）1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- （1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- （2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- （3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。

| | |
|--------------------|------|
| ①割当日から2年間経過以降（3年目） | 20% |
| ②割当日から3年間経過以降（4年目） | 40% |
| ③割当日から4年間経過以降（5年目） | 60% |
| ④割当日から5年間経過以降（6年目） | 80% |
| ⑤割当日から6年間経過以降（7年目） | 100% |
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第12回新株予約権（2014年6月24日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 (2020年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2020年5月31日) |
|--|-----------------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 3 当社従業員 14 当社子会社従業員 3 | 同左 |
| 新株予約権の数（個） | 174 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 17,400 (注1、2、4) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,330（注3） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2016年7月3日 至 2024年4月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,330 資本組入額 665 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注5） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注6） | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注7） | 同左 |

（注）1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- （1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- （2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- （3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。
 - ①割当日から2年間経過以降（3年目） 20%
 - ②割当日から3年間経過以降（4年目） 40%
 - ③割当日から4年間経過以降（5年目） 60%
 - ④割当日から5年間経過以降（6年目） 80%
 - ⑤割当日から6年間経過以降（7年目） 100%
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第13回新株予約権（2015年6月22日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 (2020年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2020年5月31日) |
|--|-----------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 1 当社従業員 15 | 同左 |
| 新株予約権の数（個） | 136 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 13,600 (注1、2、4) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 966（注3） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2017年7月2日 至 2025年4月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 966 資本組入額 483 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注5） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注6） | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注7） | 同左 |

（注）1. 株式の内容は「（1）株式の総数等 ②発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」といいます。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- （1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- （2）当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除きます。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- （3）当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。）を上回らない場合に行使できます。

| | |
|--------------------|------|
| ①割当日から2年間経過以降（3年目） | 20% |
| ②割当日から3年間経過以降（4年目） | 40% |
| ③割当日から4年間経過以降（5年目） | 60% |
| ④割当日から5年間経過以降（6年目） | 80% |
| ⑤割当日から6年間経過以降（7年目） | 100% |
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。
 - ②当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

第14回新株予約権（2020年5月22日取締役会決議）

| | |
|--|------------------------------|
| 決議年月日 | 株主総会の決議日（2020年6月22日）（注1） |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | （注3） |
| 新株予約権の数（個） | 1,070（注2、5） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 107,000 （注1、2、3、4、5） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | （注5） |
| 新株予約権の行使期間 | （注5） |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | （注5） |
| 新株予約権の行使の条件 | （注5） |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注5） |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注5） |

（注）1. 2020年5月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、並びに募集事項の決定を取締役に委任することの承認を求める議案を2020年6月22日開催の第20回定時株主総会に付議することを決議し、2020年6月22日開催の第20回定時株主総会において当該ストック・オプションの発行が承認されたものであります。

2. 2020年6月22日開催の第20回定時株主総会における決議時点での上限数を記載しております。

3. 新株予約権の割当対象者
当社の従業員に割り当てるものとします。

4. 新株予約権の払込金額及び割当日
金銭の払込みを要しないものとし、割当日については、取締役会で決定します。

5. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式107,000株を新株予約権の目的となる株式の数の上限とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

（2）新株予約権の総数

1,070個を上限とします。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とし、（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。）

（3）各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（2）に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とします。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使並びに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日を始期として2030年5月31日まで

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(9) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得します。

②前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権の全部または一部を無償で取得します。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定めるものとします。

(10) 組織再編成時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）する場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。

ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定します。

- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ヘ 新株予約権の行使の条件
(8)に準じて決定します。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
(9)に準じて決定します。
- (11) 新株予約権の公正価額
新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定します。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数 (株) | 発行済株式総 数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額 (千円) | 資本準備金残 高 (千円) |
|---------------------------------|--------------------|-------------------|----------------|---------------|-------------------|------------------|
| 2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注) | 3,000 | 2,461,000 | 750 | 497,732 | 750 | 396,132 |
| 2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注) | 8,000 | 2,469,000 | 3,480 | 501,212 | 3,480 | 399,612 |
| 2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注) | 8,400 | 2,477,400 | 4,525 | 505,737 | 4,525 | 404,137 |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況 (1単元の株式数 100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状 況 (株) |
|------------------|----------------------|-------|--------------|------------|-------|------|--------|--------|--------------------------|
| | 政府及び地 方公共団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の法 人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | — | 3 | 14 | 13 | 16 | 4 | 570 | 620 | — |
| 所有株式数 (単元) | — | 1,056 | 291 | 6,758 | 2,185 | 27 | 14,439 | 24,756 | 1,800 |
| 所有株式数の 割合 (%) | — | 4.26 | 1.18 | 27.30 | 8.83 | 0.11 | 58.32 | 100 | — |

(注) 自己株式24,583株は、「個人その他」に245単元および「単元未満株式の状況」に83株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%) |
|-------------------------------|--|--------------|---|
| 浦部 浩司 | 東京都世田谷区 | 711,700 | 29.01 |
| カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社 | 大阪府枚方市岡東町12番2号 | 240,000 | 9.78 |
| KDDI株式会社 | 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号 | 240,000 | 9.78 |
| 株式会社フェイス | 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋 町566番1号 井門明治安田生命ビル | 145,000 | 5.91 |
| KBL EPB S. A. 107704 | 43 BOULEVARD ROYAL L-2955 LUXEMBOURG | 125,300 | 5.10 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口） | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 94,600 | 3.85 |
| 水元 公仁 | 東京都新宿区 | 70,000 | 2.85 |
| 芳林 知仁 | 東京都豊島区 | 55,100 | 2.24 |
| MSIP CLIENT SE CURITIES | 25 Cabot Square, C anary Wharf, Londo n E14 4QA, U. K. | 46,000 | 1.87 |
| 伊草 雅幸 | 東京都世田谷区 | 41,000 | 1.67 |
| 計 | — | 1,768,700 | 72.10 |

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|----------------|----------------|-----------|----|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式（自己株式等） | — | — | — |
| 議決権制限株式（その他） | — | — | — |
| 完全議決権株式（自己株式等） | 普通株式 24,500 | — | — |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式 2,451,100 | 24,511 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 1,800 | — | — |
| 発行済株式総数 | 2,477,400 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 24,511 | — |

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式83株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

| 所有者の氏名又は 名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株 式数 (株) | 他人名義所有株 式数 (株) | 所有株式数の合 計 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%) |
|----------------|------------------------|-------------------|-------------------|------------------|---------------------------------|
| 株式会社ソケット | 東京都渋谷区千駄ヶ 谷四丁目23番5号 | 24,500 | — | 24,500 | 0.99 |
| 計 | — | 24,500 | — | 24,500 | 0.99 |

(注) 上記のほか、当社所有の単元未満自己株式83株があります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|---------|-------------|---------|-------------|
| | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (円) | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 合併、株式交換、株式分割に係る移転を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| その他 (—) | — | — | — | — |
| 保有自己株式数 | 24,583 | — | 24,583 | — |

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題のひとつと認識しており、経営成績および財政状態を勘案しながら長期的な視点にたった安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

上記の方針のもと、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業環境等を総合的に判断いたしました結果、1株当たり3円の期末配当を実施することを決定しました。次期以降におきましては、事業の進捗等を勘案し、状況に応じて増配を含め検討してまいります。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、技術優位性およびコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術およびサービス開発体制や企画営業体制を強化するための人材採用やMSDBやサービスエンジンの開発など、将来の事業拡大への投資に有効に活用して参りたいと考えております。

当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) |
|----------------------|-------------|--------------|
| 2020年6月22日 定時株主総会 | 7,358 | 3 |

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

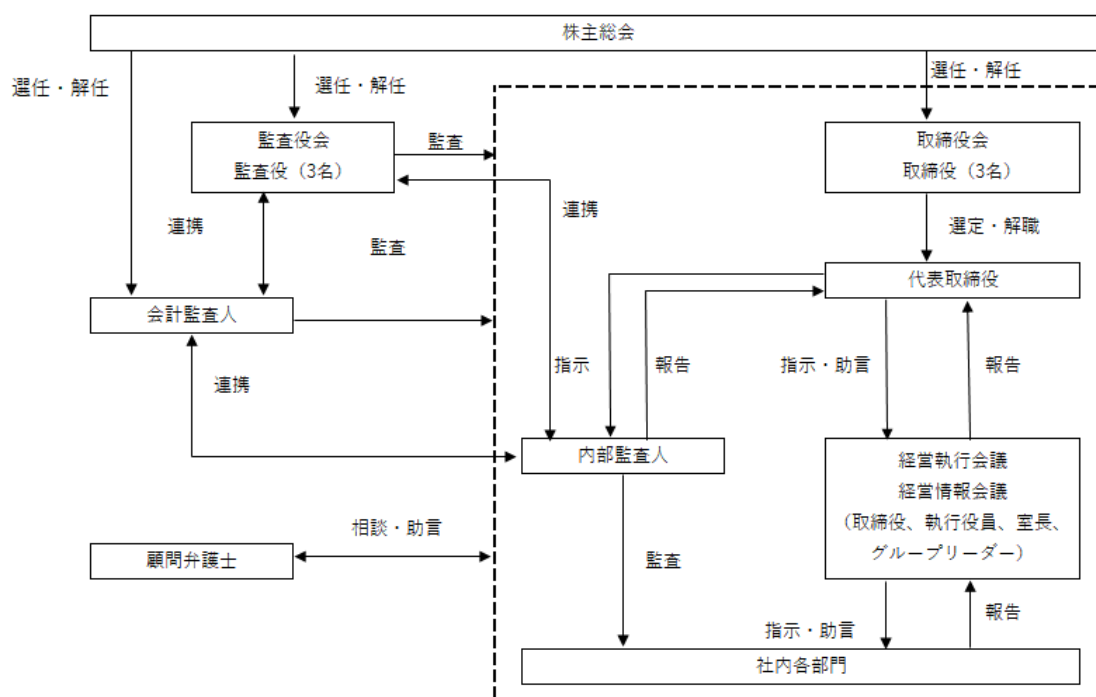
当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要課題と考えております。その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織およびシステムを構築し、株主並びに当社サービスのユーザーに対する責務を果たしていくという認識のもと、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

②コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しており、取締役会および監査役会を設置しております。社外取締役（2名）および社外監査役（3名）を選任し、上場企業としての企業経営や会計・税務・法務・内部統制などに知見をもって他の取締役の業務執行の監視や提言などを行うことで信頼性の高いガバナンス体制を構築しております。

現在のガバナンス体制は、当社の現在の規模、企業としての成長段階および技術開発などのスピードを勘案して、他のガバナンス体制より意思決定のスピードや透明性などにおいて最も効率が高く、最適な体制であると判断しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりであります。



(i) 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役2名を含めた3名の取締役で構成されており、取締役会規程に基づき、監査役出席のもと、経営上の重要な意思決定を討議し決定および取締役の業務執行の監督を行っております。当社では原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況など、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。また、会計監査人からの指導事項についての改善案も同会において検討し、業務改善に努めるよう関連部署の部門長に指示をしております。

- 議長：代表取締役社長 浦部浩司
- 常勤取締役：浦部浩司
- 社外取締役：鵜飼幸弘 佐藤明
- 社外監査役：山本実 大塚一郎 今西浩之

(ii) 監査役会

監査役会の構成は、常勤社外監査役1名と2名の社外監査役であり、各監査役の経験と見識に基づいた客観的な視点から監査を行っております。具体的には、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会に出席、常勤監査役については取締役会の他、経営情報会議への出席や重要書類の閲覧などにより、取締役の職務執行について監査しております。

社外監査役：山本実 大塚一郎 今西浩之

(iii) 経営執行会議

業務執行を効果的かつ迅速に行うため、常勤取締役1名ならびに室長1名、グループリーダー6名が、各部門の状況報告や課題を共有し議論する、また、取締役会付審議事項および経営に関する重要事項の審議決定、物品・サービスの購入や一部の規程類の制改定など権限に基づいた決裁を行う目的で、代表取締役社長 浦部浩司が議長となり隔週開催しております。

議長：代表取締役社長 浦部浩司

常勤取締役：浦部浩司

室長：川瀬尚子

グループリーダー：五十崎正明 市野和代 山中秀明 山田雄輝 久保田輝朗 吉野隆之

(iv) 経営情報会議

全社方針の伝達、共有、月次決算結果の検討に対する各部門での問題点の検討、各グループ単位での業務運営状況報告および情報交換等を行うため、代表取締役社長 浦部浩司が議長となり常勤社外監査役、室長、グループリーダーによって2週間に1度開催しております。

人数は、常勤取締役1名、常勤社外監査役1名、室長1名、グループリーダー6名の計9名であります。

議長：代表取締役社長 浦部浩司

常勤取締役：浦部浩司

常勤社外監査役：山本実

室長：川瀬尚子

グループリーダー：五十崎正明 市野和代 山中秀明 山田雄輝 久保田輝朗 吉野隆之

③企業統治に関するその他の事項

(i) 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務運営を適切かつ効率的に遂行するため、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限、業務分掌などの明確化と適切な内部統制が機能する体制を整備しております。さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確認するために、内部監査人（内部監査担当および他部門のリーダー）による内部監査を、内部監査計画書に従った定期監査他必要に応じて特命監査を実施しております。

(ii) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムの運用上見出された問題点などの是正・改善状況ならびに、講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(iii) リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会、経営執行会議およびリスク管理委員会において、代表取締役社長をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、経営情報会議の結果を各部門長から各部門へ伝達し、問題解決に向けた指揮、命令を行うことで、リスク管理の有効性向上を図っております。

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を主管として推進しております。従業員への説明会実施や、ホットライン制度を通じ、周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス体制の確立・強化のため顧問弁護士、顧問社会保険労務士、顧問税理士など社外の専門家へのアドバイスやチェックの依頼を行っております。加えて、情報に係るセキュリティ体制を強化するため、関連する規程の整備を行いプライバシーマークの取得を行っております。

(iv) 弁護士

当社は、顧問弁護士と顧問契約を締結しており、重要な契約、法的判断およびコンプライアンスに関する事項について相談し、助言ないし指導を受けております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である鶴飼幸弘および佐藤明ならびに社外監査役である大塚一郎および今西浩之は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額です。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(vi) 取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

(vii) 取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。

(viii) 自己株式に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(ix) 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を図る目的であります。

(x) 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を実施するため、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を取締役会の決議で行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|---------|---------------|-------------|--|------|----------|
| 代表取締役社長 | 浦部 浩司 | 1968年5月18日生 | 1992年4月 日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ)入社 1999年10月 (株)ビジュアルコミュニケーション入社 執行役員就任 2000年6月 当社設立、代表取締役就任(現任) 2020年4月 当社コーポレートマネジメント室 室長(現任) | (注3) | 711,700 |
| 取締役 | 鵜飼 幸弘 (注1) | 1959年2月19日生 | 1981年4月 シャープ(株)入社 1989年2月 (株)リコー入社 1990年9月 (株)メガチップス入社 1998年6月 同社取締役就任 2000年6月 当社取締役就任(現任) 2008年6月 (株)メガチップス代表取締役社長就任 2011年7月 (株)テクノロジーハブ代表取締役社長就任(現任) 2019年7月 SeeDevice Inc. 取締役就任(現任) | (注3) | 15,000 |
| 取締役 | 佐藤 明 (注1) | 1965年3月17日生 | 1987年4月 野村証券(株)入社 2001年5月 (株)バリュークリエイト代表取締役就任(現任) 2005年12月 富士製薬工業(株)監査役就任 2012年11月 当社取締役就任(現任) | (注3) | - |
| 常勤監査役 | 山本 実 (注2) | 1948年9月16日生 | 1971年4月 (株)埼玉銀行(現(株)埼玉りそな銀行) 入行 1996年4月 (株)ランシステム出向 2000年9月 (株)ランシステム専務取締役就任 2008年5月 (株)ランシステム代表取締役社長就任 2009年11月 (株)オフィス・シューエイ監査役就任 2010年11月 ピーエムアール(株)(現スマイキー(株)) 監査役就任 2011年7月 同社取締役就任 2012年6月 同社取締役辞任 2012年6月 当社監査役就任(現任) | (注4) | - |
| 監査役 | 大塚 一郎 (注2) | 1953年4月20日生 | 1981年4月 弁護士登録、竹内澄夫法律事務所入所 1988年1月 ニューヨーク州弁護士登録 1988年9月 キル・パトリック・アンド・コーディ法律事務所入所 1990年9月 アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所入所 1992年10月 ブレークモア法律事務所入所 1999年12月 メリルリンチ日本証券(株)監査役就任 2002年6月 リシュモンジャパン(株)監査役就任(現任) 2002年10月 東京六本木法律事務所(現東京六本木法律特許事務所) 設立、パートナー就任(現任) 2008年1月 当社監査役就任(現任) | (注4) | 5,000 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|-----|---------------|-------------|---|------|----------|
| 監査役 | 今西 浩之 (注2) | 1966年9月22日生 | 1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1998年7月 公認会計士今西浩之事務所所長就任(現任) 2001年10月 ㈱ランシステム取締役就任 2003年3月 イマニシ税理士法人 社員(現任) 2005年3月 ㈱朝日ネット監査役就任(現任) 2005年6月 ㈱バイオラックス監査役就任 2008年6月 当社監査役就任(現任) 2016年6月 ㈱バイオラックス社外取締役(監査等委員)就任(現任) | (注4) | 5,000 |
| 計 | | | | | 736,700 |

- (注) 1. 取締役鶴飼幸弘氏、取締役佐藤明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本実氏、大塚一郎氏および今西浩之氏は、社外監査役であります。
3. 2020年6月22日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 2020年6月22日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

②社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

(i) 会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係の概要

社外取締役鶴飼幸弘は、当社株式を保有している他は、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

鶴飼 幸弘 株式 15,000株

社外取締役佐藤明は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

佐藤 明 70個(7,000株)

社外監査役大塚一郎および今西浩之は、当社株式を保有している他は、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

大塚 一郎 株式 5,000株

今西 浩之 株式 5,000株

社外監査役山本実は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の当社新株予約権の保有数は以下のとおりです。

山本 実 50個(5,000株)

(ii) 社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、それぞれ上場企業経営者、証券アナリストとしての豊富な経験・知識に基づいた助言や監視を受け、経営意思決定に役立てています。

社外監査役は、企業経営、会計、法務等に関する豊富な知識・経験に基づいた発言を取締役会、監査役会などで行なっており、その立場から適正な監査を実施しております。

(iii) 社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性の基準として、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たすことを選任の要件としております。

(iv) 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

社外取締役鶴飼幸弘は、上場企業運営における経験が当社にとって有益であるとの判断から選任しております。

社外取締役佐藤明は、証券アナリストとして数多くの企業分析に携われた豊富な経験および企業運営にかかる幅広い見識が当社にとって有益であるとの判断から選任しております。

社外監査役山本実は、同氏の長年にわたる経営者としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言を期待できるとの判断から選任しております。

社外監査役大塚一郎は、弁護士としての法務面での高い専門的見地および提言が的確であり、また、他社での監査役経験も豊富なことから、コンプライアンスおよびリスク管理面での監査役機能強化のために適任であると判断し、選任しております。

社外監査役今西浩之は、会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務および開示面での監査役機能強化に適任であると判断し、選任しております。

- ③社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
「(3) [監査の状況]①監査役監査の状況」に記載しております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

監査役会の構成は、常勤社外監査役1名と2名の社外監査役であり、各監査役の経験と見識に基づいた客観的な視点から監査を行っております。具体的には、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会に出席、常勤監査役については取締役会の他、経営情報会議への出席や重要書類の閲覧などにより、取締役の職務執行について監査しております。なお、社外監査役山本実は、同氏の長年にわたる経営者としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言を期待できるとの判断から選任しております。

社外監査役大塚一郎は、弁護士としての法務面での高い専門的見地および提言が的確であり、また、他社での監査役経験も豊富なことから、コンプライアンスおよびリスク管理面での監査役機能強化のために適任であると判断し、選任しております。社外監査役今西浩之は、公認会計士および税理士であり会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務および開示面での監査役機能強化に適任であると判断し、選任しております。

監査役監査については、会計、法律およびリスクマネジメントに精通した公認会計士資格を有する者の他、弁護士資格を有する者を社外監査役として選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。また、監査役監査、会計監査人による監査および内部監査が有機的に連携する様、内部監査結果については、監査の都度、内部監査人が監査役会に報告し、適宜意見交換を行っております。加えて、月に1回の内部監査人と常勤監査役のミーティングを開催し、意見・情報交換を行っております。会計監査人との連携につきましては会計監査人に報告を行うとともに、会計監査人の期中の監査結果報告会に出席しております。監査役会と会計監査人とは、期中の監査役等に報告を受ける他適宜意見交換を行っております。

なお、社外取締役・社外監査役と内部統制部門との連携につきましては、監査役会と内部監査人との定期的な意見・情報交換に加え、コーポレートコミュニケーション室が社外取締役および社外監査役のサポートにあたり、取締役会関係資料などを事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。その他、社外取締役、社外監査役から問合せなどがあつた場合には、コーポレートコミュニケーション室が迅速に対応する体制となっております。

各監査役の取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況は以下のとおりであります。

| 氏名 | 出席状況並びに発言状況 |
|-----------|--|
| 監査役 山本 実 | 当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査役会11回全てに出席いたしました。必要に応じ、長年にわたる経営者としての経験から、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 大塚 一郎 | 当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査役会11回全てに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。 |
| 監査役 今西 浩之 | 当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査役会11回全てに出席いたしました。必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。 |

②内部監査の状況

当社では内部統制の有効性および実際の業務の執行状況については、内部監査人（2名）による監査・調査を定期的実施しております。具体的に内部監査は、コーポレートマネジメント室室長以外の、代表取締役指名された内部監査人が担当し、監査実施結果の報告および改善案の提出を代表取締役へ、内部監査実施の都度行うこととしております。被監査部門に対しては、改善事項を指示するとともに、改善の進捗状況を報告させた後、フォローアップ内部監査を実施することによりその実効性を確保しております。

③会計監査の状況

(i) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(ii) 継続監査期間

6年間

(iii) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 板谷 秀穂

指定有限責任社員 業務執行社員 三木 康弘

(iv) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、その他7名

(v) 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会が、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人の選定した理由は、当社監査役会の監査法人選定基準に照らし、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

(vi) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会が、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に必要とされる専門性、独立性および監査品質管理体制、職務遂行体制の適切性、会計監査の実施状況に関する情報収集及び監査役会とのコミュニケーションなど当社の会計監査人の評価基準に照らした結果、適正であると評価致しました。

④監査報酬の内容等

(i) 監査公認会計士等に対する報酬

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) | 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) |
| 17,400 | — | 19,500 | — |

(ii) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（(i)を除く）

該当事項はありません。

(iii) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(iv) 監査報酬の決定方針

当社のEY新日本有限責任監査法人に対する監査報酬の決定については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めており、取締役会にて監査日数等を検討したうえで監査役会の同意を得て決定しております。

(v) 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、ならびに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項および同条第2項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、固定報酬については各役員の役位や責任範囲、在任年数等を総合的に勘案して決定し、固定報酬以外の賞与については会社の経営成績、各役員の役位及び職務の内容や貢献度に応じた業績の評価等を総合的に勘案し決定しております。また、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬については、株主総会で定められた範囲内として

おります。なお、中長期の業績を反映させる観点から、固定報酬並びに賞与の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとしています。

当社役員の報酬総額については、2007年6月25日開催の第7回定時株主総会において、取締役の報酬総額を年額300百万円以内、監査役の報酬総額を年額50百万円以内と決議されております。

なお、当事業年度における取締役の報酬等の決定過程における取締役会の活動状況といたしましては、2019年6月21日開催の取締役会において、代表取締役社長が、上記の算定方法及び報酬限度額内で決定することを前提に取締役会に諮り、これを決議しております。また、監査役の報酬については、2019年6月21日開催の監査役会において監査役が協議し、決定しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社の2020年3月期における取締役および監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-------------------|----------------|-----------------|---------------|----------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック オプション | 役員賞与引当金 繰入額 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 57,985 | 57,780 | 205 | — | 2 |
| 社外役員 | 27,442 | 27,360 | 82 | — | 5 |

③報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

該当事項はありません。

④使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社の純投資目的の投資株式に分類される要件は、株式値上がりの利益や配当金の受け取りなどによつての利益確保を目的とした投資であり、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式といたします。

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、株式を保有する事での中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出による中期事業計画への貢献が可能となるものを対象としています。

発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、当社株主の利益につながると考える場合においてこのような株式を保有する方針としています。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容

当社は保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、投資先企業の取引関係の維持・強化による当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるかどうか等を検討し、総合的に判断します。また、当該方針に基づき継続保有すべきか否かについて検討します。

(a) 銘柄数及び貸借対照表計上額

| | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計上額の 合計額 (千円) |
|------------|-------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 3 | 20,010 |
| 非上場株式以外の株式 | — | — |

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 639,333 | 765,612 |
| 売掛金 | 309,346 | 253,535 |
| 仕掛品 | 1,415 | — |
| 前払費用 | 31,991 | 30,774 |
| その他 | 1,319 | 812 |
| 貸倒引当金 | △73 | △7 |
| 流動資産合計 | 983,334 | 1,050,728 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 19,412 | 19,412 |
| 減価償却累計額 | △6,904 | △8,468 |
| 建物（純額） | 12,507 | 10,943 |
| 工具、器具及び備品 | 55,959 | 33,019 |
| 減価償却累計額 | △49,322 | △28,467 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 6,637 | 4,551 |
| リース資産 | 3,564 | — |
| 減価償却累計額 | △2,425 | — |
| リース資産（純額） | 1,138 | — |
| 有形固定資産合計 | 20,283 | 15,495 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 59,008 | 35,208 |
| ソフトウェア仮勘定 | — | 26,145 |
| 電話加入権 | 72 | 72 |
| 無形固定資産合計 | 59,081 | 61,426 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 20,010 | 20,010 |
| 関係会社株式 | 49,000 | — |
| 繰延税金資産 | 34,877 | 33,912 |
| 敷金及び保証金 | 78,238 | 77,194 |
| その他 | 2,001 | 1,683 |
| 貸倒引当金 | △967 | △967 |
| 投資その他の資産合計 | 183,158 | 131,833 |
| 固定資産合計 | 262,523 | 208,755 |
| 資産合計 | 1,245,858 | 1,259,483 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 42,851 | 31,569 |
| リース債務 | 641 | — |
| 未払金 | 9,513 | 18,163 |
| 未払費用 | 22,411 | 13,455 |
| 未払法人税等 | 1,907 | 8,894 |
| 未払消費税等 | 9,886 | 9,195 |
| 預り金 | 6,095 | 5,699 |
| 賞与引当金 | 44,143 | 44,291 |
| その他 | — | 60 |
| 流動負債合計 | 137,451 | 131,328 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 694 | — |
| 退職給付引当金 | 63,598 | 72,382 |
| 固定負債合計 | 64,293 | 72,382 |
| 負債合計 | 201,745 | 203,711 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 505,737 | 505,737 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 404,137 | 404,137 |
| 資本剰余金合計 | 404,137 | 404,137 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 4,295 | 4,295 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 133,790 | 143,634 |
| 利益剰余金合計 | 138,085 | 147,929 |
| 自己株式 | △32,009 | △32,009 |
| 株主資本合計 | 1,015,949 | 1,025,793 |
| 新株予約権 | 28,163 | 29,977 |
| 純資産合計 | 1,044,113 | 1,055,771 |
| 負債純資産合計 | 1,245,858 | 1,259,483 |

②【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 1,443,218 | 1,227,895 |
| 売上原価 | 803,253 | 670,935 |
| 売上総利益 | 639,964 | 556,959 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1,※2 566,890 | ※1,※2 535,747 |
| 営業利益 | 73,074 | 21,212 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 14 | 3 |
| 受取配当金 | 420 | 70 |
| 受取手数料 | 254 | 252 |
| 商標権使用料 | 120 | 120 |
| 雑収入 | 112 | 43 |
| 営業外収益合計 | 921 | 489 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 1,119 | 116 |
| 雑損失 | 23 | 110 |
| 営業外費用合計 | 1,143 | 227 |
| 経常利益 | 72,852 | 21,474 |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | 13,459 | 508 |
| 特別利益合計 | 13,459 | 508 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 5,004 | — |
| 関係会社株式売却損 | — | 1,526 |
| 特別損失合計 | 5,004 | 1,526 |
| 税引前当期純利益 | 81,306 | 20,456 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,290 | 2,290 |
| 法人税等調整額 | 11,480 | 964 |
| 法人税等合計 | 13,770 | 3,254 |
| 当期純利益 | 67,535 | 17,202 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|-----------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額 (千円) | 構成比 (%) | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| I 労務費 | | 359,557 | 38.8 | 362,653 | 45.8 |
| II 外注費 | | 156,004 | 16.9 | 112,964 | 14.3 |
| III 経費 | ※1 | 410,223 | 44.3 | 316,498 | 39.9 |
| 当期総製造費用 | | 925,786 | 100.0 | 792,116 | 100.0 |
| 期首仕掛品たな卸高 | | — | | 1,415 | |
| 合計 | | 925,786 | | 793,531 | |
| 期末仕掛品たな卸高 | | 1,415 | | — | |
| 他勘定振替高 | ※2 | 121,116 | | 122,596 | |
| 当期売上原価 | | 803,253 | | 670,935 | |

(注)

| 区分 | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|--------------|--|---------|--|---------|
| | 金額 (千円) | | 金額 (千円) | |
| ※1 経費の主な内訳 | | | | |
| ライセンス使用料 | | 35,058 | | 36,072 |
| 減価償却費 | | 76,484 | | 34,177 |
| 支払手数料 | | 226,383 | | 173,704 |
| 地代家賃 | | 49,229 | | 48,414 |
| 通信費 | | 6,562 | | 6,475 |
| 旅費交通費 | | 12,033 | | 12,444 |
| ※2 他勘定振替高の内訳 | | | | |
| ソフトウェア仮勘定 | | 3,782 | | 31,956 |
| 研究開発費 | | 117,334 | | 90,640 |

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|-------------------------|---------|---------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|---------|-----------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 501,212 | 399,612 | 399,612 | 4,295 | 66,254 | 70,549 | △32,009 | 939,363 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 4,525 | 4,525 | 4,525 | | | | | 9,050 | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | — | |
| 当期純利益 | | | | | 67,535 | 67,535 | | 67,535 | |
| 新株予約権の失効 | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 4,525 | 4,525 | 4,525 | — | 67,535 | 67,535 | — | 76,586 | |
| 当期末残高 | 505,737 | 404,137 | 404,137 | 4,295 | 133,790 | 138,085 | △32,009 | 1,015,949 | |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|-----------|
| 当期首残高 | 41,076 | 980,439 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | | 9,050 |
| 剰余金の配当 | | — |
| 当期純利益 | | 67,535 |
| 新株予約権の失効 | △13,459 | △13,459 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 546 | 546 |
| 当期変動額合計 | △12,912 | 63,673 |
| 当期末残高 | 28,163 | 1,044,113 |

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|-------------------------|---------|---------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|---------|-----------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 505,737 | 404,137 | 404,137 | 4,295 | 133,790 | 138,085 | △32,009 | 1,015,949 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | | | — | |
| 剰余金の配当 | | | | | △7,358 | △7,358 | | △7,358 | |
| 当期純利益 | | | | | 17,202 | 17,202 | | 17,202 | |
| 新株予約権の失効 | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | 9,843 | 9,843 | — | 9,843 | |
| 当期末残高 | 505,737 | 404,137 | 404,137 | 4,295 | 143,634 | 147,929 | △32,009 | 1,025,793 | |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|--------|-----------|
| 当期首残高 | 28,163 | 1,044,113 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | | — |
| 剰余金の配当 | | △7,358 |
| 当期純利益 | | 17,202 |
| 新株予約権の失効 | △508 | △508 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 2,323 | 2,323 |
| 当期変動額合計 | 1,814 | 11,658 |
| 当期末残高 | 29,977 | 1,055,771 |

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 81,306 | 20,456 |
| 減価償却費 | 85,552 | 41,438 |
| 新株予約権戻入益 | △13,459 | △508 |
| 株式報酬費用 | 1,398 | 2,323 |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | △195 | △66 |
| 投資有価証券評価損 | 5,004 | — |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | △3,199 | 147 |
| 役員賞与引当金の増減額 (△は減少) | △7,095 | — |
| 退職給付引当金の増減額 (△は減少) | 3,636 | 8,784 |
| 受取利息及び受取配当金 | △434 | △73 |
| 関係会社株式売却損益 (△は益) | — | 1,526 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | △28,343 | 55,810 |
| たな卸資産の増減額 (△は増加) | △1,415 | 1,415 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | △20,200 | △11,282 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | △10,062 | 8,826 |
| 未払消費税等の増減額 (△は減少) | △55 | △691 |
| その他 | △10,646 | △5,674 |
| 小計 | 81,792 | 122,433 |
| 利息及び配当金の受取額 | 434 | 73 |
| 法人税等の支払額又は還付額 (△は支払) | △17,167 | 3,518 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 65,059 | 126,025 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △1,799 | △1,127 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △4,966 | △38,836 |
| 関係会社株式の売却による収入 | — | 47,473 |
| その他 | 696 | 523 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △6,069 | 8,032 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 新株予約権の行使による株式の発行による収入 | 8,198 | — |
| 配当金の支払額 | — | △7,297 |
| ファイナンス・リース債務の返済による支出 | △641 | △481 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 7,556 | △7,779 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 66,546 | 126,278 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 572,787 | 639,333 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 639,333 | 765,612 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券(市場価格のないもの)

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(取得時に費用化もしくは2年～5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を受注損失引当金に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

サービスの提供及び製品の販売による売上高は、検収基準及びサービスの提供期間をもって計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の期首から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している社会経済活動が、2020年夏以降には段階的に再開していくことも見越し、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、基本的に当社が手掛けるインターネットおよびデータベース関連事業は新型コロナ感染症による影響を直接的に受けづらく、当期末の見積りにおける影響は限定されていると判断をしています。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 役員報酬 | 85,140千円 | 85,140千円 |
| 賃金給料及び諸手当 | 110,733 | 116,014 |
| 法定福利費 | 25,555 | 26,157 |
| 支払手数料 | 97,230 | 90,342 |
| 広告宣伝費 | 5,145 | 2,092 |
| 賞与引当金繰入額 | 13,557 | 9,773 |
| 退職給付費用 | 7,907 | 7,969 |
| 貸倒引当金繰入額 | △195 | △66 |
| 減価償却費 | 9,067 | 7,261 |
| 研究開発費 | 117,334 | 90,640 |
| 地代家賃 | 24,970 | 26,007 |

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|-------|--|--|
| 研究開発費 | 117,334千円 | 90,640千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,469,000 | 8,400 | — | 2,477,400 |
| 合計 | 2,469,000 | 8,400 | — | 2,477,400 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 24,583 | — | — | 24,583 |
| 合計 | 24,583 | — | — | 24,583 |

(注) 発行済株式の増加は、ストック・オプションの行使による8,400株の増加分であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|------|---------------------|------------------|--------------------|---------|---------|--------|--------------|
| | | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | — | — | — | — | — | 28,163 |
| 合計 | | — | — | — | — | — | 28,163 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当金の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|--------|-------------|------------|------------|
| 2019年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,358 | 利益剰余金 | 3 | 2019年3月31日 | 2019年6月24日 |

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数 (株) | 当事業年度増加株式数 (株) | 当事業年度減少株式数 (株) | 当事業年度末株式数 (株) |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,477,400 | — | — | 2,477,400 |
| 合計 | 2,477,400 | — | — | 2,477,400 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 24,583 | — | — | 24,583 |
| 合計 | 24,583 | — | — | 24,583 |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | | | | 当事業年度末残高 (千円) |
|------|---------------------|------------------|---------------------|---------|---------|--------|---------------|
| | | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | — | — | — | — | — | 29,977 |
| | 合計 | — | — | — | — | — | 29,977 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当金の原資 | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|--------|--------------|------------|------------|
| 2019年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,358 | 利益剰余金 | 3 | 2019年3月31日 | 2019年6月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当金の原資 | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|--------|--------------|------------|------------|
| 2020年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,358 | 利益剰余金 | 3 | 2020年3月31日 | 2020年6月23日 |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 639,333千円 | 765,612千円 |
| 現金及び現金同等物 | 639,333 | 765,612 |

(リース取引関係)

リース資産総額の重要性が乏しいため注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等としており、また、資金調達については調達計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達する方針です。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規定に従い、役職者が日常的、定期的な取引先の情報の把握に努め、取引相手ごとの期日および残高管理を行うとともに、各部と連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部からの報告に基づきコーポレートマネジメント室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（2019年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 639,333 | 639,333 | — |
| (2) 売掛金 | 309,346 | 309,346 | — |
| (3) 敷金及び保証金 | 78,238 | 78,238 | — |
| 資産計 | 1,026,918 | 1,026,918 | — |
| (1) 買掛金 | 42,851 | 42,851 | — |
| (2) 未払金 | 9,513 | 9,513 | — |
| (3) 未払費用 | 22,411 | 22,411 | — |
| (4) 未払法人税等 | 1,907 | 1,907 | — |
| (5) 未払消費税等 | 9,886 | 9,886 | — |
| 負債計 | 86,571 | 86,571 | — |

当事業年度（2020年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 765,612 | 765,612 | — |
| (2) 売掛金 | 253,535 | 253,535 | — |
| (3) 敷金及び保証金 | 77,194 | 77,174 | — |
| 資産計 | 1,096,343 | 1,096,343 | — |
| (1) 買掛金 | 31,569 | 31,569 | — |
| (2) 未払金 | 18,163 | 18,163 | — |
| (3) 未払費用 | 13,455 | 13,455 | — |
| (4) 未払法人税等 | 8,894 | 8,894 | — |
| (5) 未払消費税等 | 9,195 | 9,195 | — |
| 負債計 | 81,277 | 81,277 | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

この時価は、貸借期間の将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 20,010 | 20,010 |
| 関係会社株式 | 49,000 | — |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから金融商品の時価等には含めておりません。

3. 満期のある金銭債権については、全て1年以内に償還されるものとなっております。

(有価証券関係)

前事業年度

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 49,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額 投資有価証券 20,010千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

投資有価証券について、5,004千円減損処理を行っております。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下していると判断したものについて減損処理を行っております。

当事業年度

1. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

2. その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額 投資有価証券 20,010千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金支給規定に基づく退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 退職給付引当金の期首残高 | 59,961 千円 | 63,598 千円 |
| 退職給付費用 | 18,328 | 18,702 |
| 退職給付の支払額 | △14,692 | △9,918 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 63,598 | 72,382 |

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|---------------------|--|--|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 63,598 千円 | 72,382 千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 63,598 | 72,382 |
| 退職給付引当金 | 63,598 | 72,382 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 63,598 | 72,382 |

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 18,328千円 当事業年度 18,702千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| 販売費及び一般管理費の株式報酬費用 | 1,398 | 2,323 |

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|----------|--|--|
| 新株予約権戻入益 | 13,459 | 508 |

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第6回 新株予約権 | 第7回 新株予約権 | 第8回 新株予約権 | 第9回 新株予約権 | 第10回 新株予約権 |
|-------------------|---|--|--|--|---|
| 付与対象者の区分 及び人数 | 当社従業員19名 | 当社従業員20名 | 当社従業員29名 | 当社従業員12名 | 当社取締役2名 当社監査役1名 当社子会社取締役 3名 |
| 株式の種類及び付 与数(注) | 普通株式 8,000株 | 普通株式 2,600株 | 普通株式 10,000株 | 普通株式 1,300株 | 普通株式 50,000株 |
| 付与日 | 2009年6月30日 | 2010年6月30日 | 2011年6月30日 | 2012年6月29日 | 2012年11月30日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時に当社 又は当社子会社の 取締役、監査役又 は従業員いずれか の地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 発行日から2年間 経過することを行 使期間開始の条件 とする。 | 権利行使時に当社 の取締役、監査役 又は従業員いづれ かの地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 発行日から2年間 経過することを行 使期間開始の条件 とする。 | 権利行使時に当社 の取締役、監査役 又は従業員いづれ かの地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 発行日から2年間 経過することを行 使期間開始の条件 とする。 | 権利行使時に当社 の取締役、監査役 又は従業員いづれ かの地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 発行日から2年間 経過することを行 使期間開始の条件 とする。 | 権利行使時に当社 又は当社子会社の 取締役、監査役又 は従業員いずれか の地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 発行日から2年間 経過することを行 使期間開始の条件 とする。 |
| 対象勤務期間 | 自 2009年6月30日 至 2011年6月30日 | 自 2010年6月30日 至 2012年6月30日 | 自 2011年6月30日 至 2013年6月30日 | 自 2012年6月29日 至 2014年6月29日 | 自 2012年11月30日 至 2014年11月30日 |
| 権利行使期間 | 自 2011年7月1日 至 2019年5月28日 | 自 2012年7月1日 至 2020年5月13日 | 自 2013年7月1日 至 2021年4月26日 | 自 2014年7月1日 至 2022年4月25日 | 自 2014年12月1日 至 2022年9月5日 |

| | 第11回 新株予約権 | 第12回 新株予約権 | 第13回 新株予約権 |
|-------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分 及び人数 | 当社従業員9名 当社子会社従業員 7名 | 当社取締役3名 当社従業員14名 当社子会社従業員 3名 | 当社取締役1名 当社従業員15名 |
| 株式の種類及び付 与数(注) | 普通株式 1,600株 | 普通株式 36,500株 | 普通株式 29,200株 |
| 付与日 | 2013年6月30日 | 2014年7月2日 | 2015年7月1日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時に当社 又は当社子会社の 取締役、監査役又 は従業員いずれか の地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 発行日から2年間 経過することを行 使期間開始の条件 とする。 | 権利行使時に当社 又は当社子会社の 取締役、監査役又 は従業員いずれか の地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 発行日から2年間 経過することを行 使期間開始の条件 とする。 | 権利行使時に当社 又は当社子会社の 取締役、監査役又 は従業員いずれか の地位にあるこ と、あるいは、当 社と顧問契約を締 結している場合。 発行日から2年間 経過することを行 使期間開始の条件 とする。 |
| 対象勤務期間 | 自 2013年6月30日 至 2015年6月30日 | 自 2014年7月2日 至 2016年7月2日 | 自 2015年7月1日 至 2017年7月1日 |
| 権利行使期間 | 自 2015年7月1日 至 2023年5月14日 | 自 2016年7月3日 至 2024年4月30日 | 自 2017年7月2日 至 2025年4月30日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

| | 第6回 新株予約権 | 第7回 新株予約権 | 第8回 新株予約権 | 第9回 新株予約権 | 第10回 新株予約権 |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 権利確定前(株) | | | | | |
| 前事業年度末 | — | — | — | — | — |
| 付与 | — | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — | — | — |
| 未確定残 | — | — | — | — | — |
| 権利確定後(株) | | | | | |
| 前事業年度末 | 600 | 300 | 1,000 | 400 | 45,000 |
| 権利確定 | — | — | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | — | — | — |
| 失効 | 600 | — | — | — | — |
| 未行使残 | — | 300 | 1,000 | 400 | 45,000 |

| | 第11回 新株予約権 | 第12回 新株予約権 | 第13回 新株予約権 |
|----------|---------------|---------------|---------------|
| 権利確定前(株) | | | |
| 前事業年度末 | — | — | — |
| 付与 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 未確定残 | — | — | — |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前事業年度末 | 500 | 17,500 | 13,600 |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | — |
| 失効 | — | 100 | — |
| 未行使残 | 500 | 17,400 | 13,600 |

② 単価情報

| | 第6回 新株予約権 | 第7回 新株予約権 | 第8回 新株予約権 | 第9回 新株予約権 |
|---------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 権利行使価格(円) | 3,500 | 2,110 | 1,785 | 911 |
| 行使時平均株価(円) | — | — | — | — |
| 付与日における 公正な評価単価 (円) | 848 | 885 | 673 | 293 |

| | 第10回 新株予約権 | 第11回 新株予約権 | 第12回 新株予約権 | 第13回 新株予約権 |
|---------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 権利行使価格(円) | 1,030 | 1,157 | 1,330 | 966 |
| 行使時平均株価(円) | — | — | — | — |
| 付与日における 公正な評価単価 (円) | 357 | 357 | 521 | 355 |

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 13,516千円 | 13,562千円 |
| 未払費用 | 2,080 | 2,121 |
| 未払事業税 | 1,511 | 2,022 |
| 減価償却超過額 | 59,124 | 34,365 |
| 貸倒引当金 | 318 | 298 |
| 資産除去債務 | 1,224 | 1,531 |
| 退職給付引当金 | 19,473 | 22,163 |
| 一括償却資産超過額 | 229 | 389 |
| 関係会社株式評価損 | 8,966 | 8,966 |
| 投資有価証券評価損 | 4,617 | 4,594 |
| 税務上の繰越欠損金(注)2 | 364,067 | 375,714 |
| その他 | 515 | 546 |
| 繰延税金資産小計 | 475,647 | 466,276 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2 | △364,067 | △375,714 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △76,703 | △56,648 |
| 評価性引当額小計(注)1 | △440,770 | △432,363 |
| 繰延税金資産合計 | 34,877 | 33,912 |

(注) 1. 評価性引当額が前事業年度より8,407千円減少しております。この減少の主な内容は、当社において、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を11,647千円追加計上した一方で、減価償却超過額等の将来減算一時差異等に係る評価性引当額が20,054千円減少したことに伴うものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越 欠損金(※) | — | 60,906 | — | 41,919 | 170,959 | 90,281 | 364,067 |
| 評価制引当額 | — | △60,906 | — | △41,919 | △170,959 | △90,281 | △364,067 |
| 繰延税金資産 | — | — | — | — | — | — | — |

当事業年度(2020年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越 欠損金(※) | 60,906 | — | 41,919 | 170,959 | 71,148 | 30,780 | 375,714 |
| 評価制引当額 | △60,906 | — | △41,919 | △170,959 | △71,148 | △30,780 | △375,714 |
| 繰延税金資産 | — | — | — | — | — | — | — |

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 30.6% | 30.6% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に加算されない項目 | 3.7 | 16.1 |
| 住民税均等割等 | 2.8 | 11.2 |
| 評価性引当額の増減 | △15.1 | △41.1 |
| 新株予約権戻入益 | △5.1 | △0.8 |
| その他 | 0.0 | △0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税の負担率 | 16.9 | 15.9 |

(持分法損益等)

1. 関連会社に対する投資に関する事項

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|-----------------------|--|--|
| 関連会社に対する投資の金額 | 49,000千円 | 一千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 53,552 | — |
| 持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額 | △506 | — (注) |

(注) 当事業年度の持分法を適用した場合の投資の金額は、当社が保有する関連会社株式の全株式を2020年2月17日付で譲渡したため記載しておりません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

(資産除去債務関係)

当社はオフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、モバイル端末向けアプリケーション開発、データベース構築及びそれらを組み合わせたサービスの開発と提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額であるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | 売上高 |
|------------|---------|
| KDD I 株式会社 | 451,539 |

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

なお、売上高には、KDD I 株式会社の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額であるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | 売上高 |
|------------|---------|
| KDD I 株式会社 | 260,079 |

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

なお、売上高には、KDD I 株式会社の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 414.20円 | 418.21円 |
| 1株当たり当期純利益 | 27.58円 | 7.01円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 27.50円 | 6.99円 |

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|--|--|--|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益(千円) | 67,535 | 17,202 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 67,535 | 17,202 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,448,931 | 2,452,817 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益調整額 | — | — |
| 普通株式増加数(株) | 7,246 | 8,716 |
| (うち新株予約権(株)) | (7,246) | (8,716) |
| 希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第6回新株予約権(新株予約権の数3個)、第7回新株予約権(新株予約権の数3個)、第8回新株予約権(新株予約権の数10個)、第11回新株予約権(新株予約権の数5個)、第12回新株予約権(新株予約権の数175個) | 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、第7回新株予約権(新株予約権の数3個)、第8回新株予約権(新株予約権の数10個)、第12回新株予約権(新株予約権の数174個) |

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権の付与)

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、並びに募集事項の決定を取締役に委任することの承認を求めることを決議し、2020年6月22日開催の当社第20回定時株主総会において当該ストック・オプションの発行が承認されました。

- 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当ていたします。
- 新株予約権の割当対象者当社の従業員に割り当てるものとします。
- 新株予約権の払込金額及び割当日金銭の払込みを要しないものとし、割当日については、取締役会で決定します。
- 新株予約権の内容
 - 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式107,000株を新株予約権の目的となる株式の数の上限とします。
なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を

調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

（２）新株予約権の総数

1,070個を上限とします。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。）

（３）各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（２）に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とします。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使並びに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

（４）新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日を始期として2030年5月31日まで

（５）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

（７）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

（８）新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(9) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得します。
- ② 前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権の全部または一部を無償で取得します。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定めるものとします。

(10) 組織再編成時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）する場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定します。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- ヘ 新株予約権の行使の条件
(8)に準じて決定します。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件
(9)に準じて決定します。

(11) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定します。

5. 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会で決定します。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期 末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 19,412 | — | — | 19,412 | 8,468 | 1,564 | 10,943 |
| 工具、器具及び備品 | 55,959 | 951 | 23,891 | 33,019 | 28,467 | 3,036 | 4,551 |
| リース資産 | 3,564 | — | 3,564 | — | — | 346 | — |
| 有形固定資産計 | 78,935 | 951 | 27,455 | 52,431 | 36,936 | 4,947 | 15,495 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 928,675 | 12,691 | — | 941,366 | 906,158 | 36,491 | 35,208 |
| ソフトウェア仮勘定 | — | 38,836 | 12,691 | 26,145 | — | — | 26,145 |
| 電話加入権 | 72 | — | — | 72 | — | — | 72 |
| 無形固定資産計 | 928,748 | 51,528 | 12,691 | 967,584 | 906,158 | 36,491 | 61,426 |

(注) 1. 減損損失累計額については「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄に含めております。

2. 当期増加額の主なものは以下のとおりであります。

| | | |
|-----------|------------|----------|
| 工具、器具及び備品 | 業務用PC購入 | 951千円 |
| ソフトウェア | 自社利用ソフトウェア | 12,691千円 |
| ソフトウェア仮勘定 | 自社利用ソフトウェア | 38,836千円 |

3. 当期減少額の主なものは以下のとおりであります。

| | | |
|-----------|----------------|----------|
| 工具、器具及び備品 | 業務用PCの除売却による減少 | 23,891千円 |
| ソフトウェア仮勘定 | ソフトウェア完成による減少 | 12,691千円 |

【借入金等明細表】

リース債務の金額が、負債及び純資産の合計金額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 1,040 | 7 | — | 73 | 974 |
| 賞与引当金 | 44,143 | 44,291 | 44,143 | — | 44,291 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

(1) 現金及び預金

| 区分 | 金額 (千円) |
|------|---------|
| 現金 | 246 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 762,688 |
| 別段預金 | 2,677 |
| 小計 | 765,366 |
| 合計 | 765,612 |

(2) 売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額 (千円) |
|-------------------|---------|
| 株式会社レコチョク | 57,273 |
| LINE MUSIC株式会社 | 33,423 |
| ユニバーサル ミュージック合同会社 | 18,854 |
| 楽天株式会社 | 18,717 |
| KDDI株式会社 | 17,722 |
| その他 | 107,546 |
| 合計 | 253,535 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 当期貸倒 償却額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 回収率 (%) | 滞留期間 (日) |
|---------------|---------------|---------------|---------------------|---------------|------------------------------------|--|
| (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | $\frac{(A) + (E)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$ |
| 309,346 | 1,338,038 | 1,393,848 | — | 253,535 | 84.6 | 77.0 |

(注) 上記金額には消費税等を含めております。

②固定資産

敷金及び保証金

| 相手先 | 金額 (千円) |
|-----|---------|
| 本社 | 76,614 |
| その他 | 580 |
| 合計 | 77,194 |

③流動負債

買掛金

| 相手先 | 金額 (千円) |
|--------------------------|---------|
| Amazon Web Services, Inc | 12,396 |
| 株式会社エムズシステム | 2,392 |
| 楽天株式会社 | 1,900 |
| アデリック・リサーチ合同会社 | 1,512 |
| 株式会社ジャパンミュージックデータ | 1,265 |
| その他 | 12,101 |
| 合計 | 31,569 |

④固定負債

退職給付引当金

| 区分 | 金額 (千円) |
|--------|---------|
| 退職給付債務 | 72,382 |
| 合計 | 72,382 |

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当事業年度 |
|--|---------|---------|---------|-----------|
| 売上高 (千円) | 285,814 | 630,585 | 886,817 | 1,227,895 |
| 税引前当期純利益又は税引前 四半期純損失 (△) (千円) | △19,334 | △6,192 | △31,454 | 20,456 |
| 当期純利益又は四半期純損失 (△) (千円) | △19,907 | △7,337 | △33,171 | 17,202 |
| 1株当たり当期純利益又は1 株当たり四半期純損失 (△) (円) | △8.12 | △2.99 | △13.52 | 7.01 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|---|-------|-------|--------|-------|
| 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 (△) (円) | △8.12 | 5.12 | △10.53 | 20.54 |

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|---|--|
| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後3ヶ月以内 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 9月30日 3月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 電子公告の方法により行う。 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.sockets.co.jp/ir/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利ならびに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第19期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第20期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日関東財務局長に提出

（第20期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月8日関東財務局長に提出

（第20期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月7日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年6月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2020年6月22日

株式会社 ソケッツ

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三木 康弘 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケッツの2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケッツの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前段に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前段に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソケットの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ソケットが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。